

第3次行政改革大綱（改定）別冊

行政改革推進実施計画（改定）

平成17年度～平成22年度

平成18年3月改定

習志野市

はじめに

第3次行政改革大綱の3つの目的である「1 財政の健全化」、「2 行政サービスの更なる充実」、「3 市民参画と協働の推進」を実現するための具体的な取り組みを明らかにするために、ここに「行政改革推進実施計画(改定)」を取りまとめました。

「第1部 行政運営改革編」においては、行政改革大綱における6つの基本的方向に対応した取り組み事項について、また、「第2部 財政健全化編」においては、行政改革を推進していくための基礎体力となる財政状況を改善していく方策について、本市の財政の現状分析を踏まえつつ、自立可能な財政構造の構築に向けた取り組み事項を「改革工程表」として掲載しています。

今回の改定は、平成17年3月29日に、総務省から「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(以下、「新地方行政指針」という。)が公表され、より一層積極的な行政改革の推進に努めるよう要請があり、行政改革大綱の見直しと、平成17年度から概ね平成21年度までの行政改革の取り組みを住民にわかりやすく明示した「集中改革プラン」を平成17年度中に作成し公表することとされたことから、「集中改革プラン」の策定にあわせて改定するものです。

平成17年4月19日の経済財政諮問会議において発表された「日本21世紀ビジョン」では、高齢化が進行し人口が減少していくなどの、今後の大きな時代の潮流への対応の成否が、四半世紀後の来るべき西暦2030年に、日本が「新しい躍動の時代」を迎えることができるかどうかを大きく左右するとしています。

そして、2010年代初頭までを「革新期」と位置付け「特に、2005年度～06年度において構造改革を飛躍的に進めるべく集中的に改革を行わなくてはならない。」としています。

国、地方を合わせた債務残高が、1,000兆円を超えとも言われる危機的な財政状況の中、本市の行政改革の取り組みが、日本国全体の改革の一翼となることを願い、市民の皆さまと力を合わせつつ、不退転の決意をもって改革に取り組んでまいります。

総 目 次

第 1 部 行政運営改革編

行政運営改革編について	1 - 1
目 次	1 - 1
各 論	
基本的方向 1	1 - 2
基本的方向 2	1 - 4
基本的方向 3	1 - 6
基本的方向 4	1 - 7
基本的方向 5	1 - 8
基本的方向 6	1 - 1 1

第 2 部 財政健全化編

目 次	
財政健全化編について	2 - 1
(1) 概 要	2 - 2
(2) 財政の現状	2 - 4
(3) 自然体の財政見通し	2 - 1 1
(4) 財政改革行動プログラムの視点	2 - 1 4
(5) 改革による財政効果と財政収支見通し	2 - 1 5
(6) 改革による財政効果を見込んだ後の財政予測	2 - 1 6

第 2 部 財政健全化編 改革工程表

目 次	
改革工程表の見方	
各 論	
視点 1 . 行政運営経費の削減	3 - 1
視点 2 . 時代に適合したサービスへの転換	3 - 6
視点 3 . 債務の軽減	3 - 1 3
視点 4 . 歳入の確保	3 - 1 4
視点 5 . 行動プログラムの着実な実行と情報開示	3 - 1 6

第1部
行政運営改革編
平成17年度～平成22年度

行政運営改革編について

1 目的

この行政運営改革編は、本市の行政運営を改革して行く基本的な方向性を示す「第3次行政改革大綱（改定）」の3つの目的を達成するために、具体的な取り組みを定めたものです。

2 期間

第3次行政改革大綱（改定）の計画期間と同じ平成17年度から平成22年度までの6年間とします。

3 内容

歳出の削減や歳入の増加といった財政の健全化に寄与する項目で、数値目標が具体的に表示できるものについては、第2部財政健全化編に掲載することとし、ここでは、「市民参画と協働の推進」を中心に、これまでの市役所を改革する項目を掲載しています。

4 実行

所管課においては、市民満足の向上、市民との協働の理念のもと、本計画を着実に実行します。

5 結果

所管課においては、実施した状況や成果を的確に把握することにより、その結果について真摯に向き合い、更なる改革に取り組みます。

6 公表

計画の実施状況は、広報等により市民にわかりやすくお知らせします。その際、単なる数値の達成度だけではなく、実施したことによってどのように変わったのか、市民サービスの向上につながったのかなど、事例を交えて具体的な成果をお示しするよう努めます。

7 見直し

実施した結果及び環境の変化に応じて実施内容の改定を行い、その後の更なる実行につなげていきます。

目 次

基本的方向1	市民・民間部門と行政の役割の見直し……………	1－2
基本的方向2	公正で透明な行政運営……………	1－4
基本的方向3	職員の意識改革と人材育成……………	1－6
基本的方向4	自律型組織への転換と組織の再編……………	1－7
基本的方向5	簡素化、効率化による見直し・成果の視点からの見直し	1－8
基本的方向6	自律可能な財政構造の構築……………	1－11

基本的方向1 市民・民間部門と行政の役割の見直し

社会環境が急速に変貌し、歳入が減少していく中で、地域のニーズは益々多様化、増大するとともに、新たな課題への対応も必要となっています。

しかし、右肩上がりの時代のように、行政主導だけで地域の公共サービスを支えることは困難になってきており、今後、将来にわたって持続可能な地域経営を続けていくためには、「新しい公共空間」の形成を目指し、市民や企業、民間非営利組織（NPO）、ボランティアなど自主性と創造性を活力とする団体とともに、適切に役割分担を行いつつ、公共サービスを担い合っていくことが必要です。

そこで今後の行政運営においては、個人、地域や民間部門ではできない（もしくは非効率な）もののみを行政が行うという「補完性の原理」を踏まえつつ、行政が行う業務の範囲を明確化し、事務事業の継続の必要性をチェックすることとします。

また、民間部門におけるサービス提供分野の拡大などの状況を踏まえ、民間部門と競合すると認められる分野については、指定管理者制度の活用などにより、積極的に民間に委ねていくこととします。

No	取組事項 【所管課】	内 容	効果等					
			スケジュール					
1	業務の民営化・委託化方針の策定 【行革本部】	市のやるべきことと民間に委ねることを明確に区分する基本方針となる、業務の民営化・委託化の基本方針「(仮称) 民間活力導入指針」を策定します。	行政が行う業務を最小限化し、それ以外を民間に委ねることで、小さな政府の実現につながります。					
			H17	H18	H19	H20	H21	H22
			策定	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
2	指定管理者制度の導入 【関係各課】	公の施設の管理運営に民間業者のノウハウを取り入れた指定管理者制度を導入します。	指定管理者制度により、コストの削減及び市民サービスの向上が図られます。 すでに管理委託を行っている16施設等について18年4月1日から指定管理者制度を導入します。また、直営で運営している施設についても順次導入していきます。					
			H17	H18	H19	H20	H21	H22
			検討	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
3	PFIの導入 【企画政策課】	公共施設等の1つの整備手法であるPFIについて、事業によっては導入可能性等を調査・検討します。なお、検討にあたっては習志野市PFI導入指針を参考にします。	PFIとは公共施設の設計、建設、維持管理、運営に民間の資金やノウハウを活用するものです。これにより、事業によってはコスト削減、市民サービスの向上、民間活力の導入を図ることができます。					
			H17	H18	H19	H20	H21	H22
			検討	→	→	→	→	→
4	市民参加のための基本方針の策定 【まちづくり推進課・企画政策課・行革本部】	市と市民・NPO・ボランティア・企業等との協働によるまちづくりを推進していく基本的な考え方、システム構築についての方針を策定します。	公共分野における市と市民等との役割分担のあり方等の考え方を整理し、連携を図っていきます。					
			H17	H18	H19	H20	H21	H22
			検討	策定	⇒	⇒	⇒	⇒

No	取組事項 【所管課】	内 容	効果等					
			スケジュール					
5	自主防災組織の育成・強化 【安全対策課】	日頃から防災訓練の実施や防災資機材の備蓄等を行い、災害時には、地域住民による初期消火、救出・救護活動等、応急活動の中心となる自主防災組織の育成及び強化を図ります。	防災訓練の実施や防災資機材の備蓄等、地域の防災対策を推進させることで、災害時における地域住民による応急活動が迅速且つ円滑に行われ、被害の軽減を図ることができます。 《目標》 計画期間中、自主防災組織として年間5組織の新規設立、自主防災組織リーダーとして年間200人の養成を目指します。					
			H17	H18	H19	H20	H21	H22
			実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
6	地域自主防犯活動への支援 【安全対策課】	地域における犯罪を未然に防止し、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するための地域における自主的な防犯活動を行う団体に支援を行います。	地域において自主的な防犯活動を行うことで、犯罪を未然に防止する環境づくりが推進され、犯罪の減少につながります。 《目標》 計画期間中、自主防犯活動団体として年間15組織の新規設立を目指します。					
			H17	H18	H19	H20	H21	H22
			実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
7	「まちづくり参画証」の発行・普及 【まちづくり推進課】	まちづくり活動を活発にし、定着させるとともに、新たな活動の芽を伸ばし、育てるために「まちづくり参画証」を発行します。	市民のまちづくりへの参加を促進します。(16年度から一部実施) 《目標》 平成19年度までに240枚の「まちづくり参画証」を発行します。					
			H17	H18	H19	H20	H21	H22
			実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
8	協働による公園等の管理 【公園緑地課】	まちづくりの観点から、市民との協働による公園等管理を実施します。	公園や緑地管理に市民が参加することによって都市緑化の啓発が図れます。 《目標》 新規管理公園の増加を目指します。					
			H17	H18	H19	H20	H21	H22
			実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
9	民間保育所の誘致 【こども企画管理課】	香澄保育所予定地へ民間保育所を誘致します。	保育所入所希望児の受入れが拡大することによって、待機児童の解消につながります。また、保育時間の延長など多様な保育ニーズに対応することができます。計画期間中の開設を目指します。					
			H17	H18	H19	H20	H21	H22
			事業者決定	建設	開設	⇒	⇒	⇒
10	文化関係団体のNPO等への改組支援 【社会教育課】	文化関係団体のNPO法人、中間法人等への法人化を支援し、自立性を高めた上で、行政との適正なパートナーシップを実現します。	NPO法人、中間法人等への法人化をすることで、行政に依存しない自立した団体へ脱皮することができます。					
			H17	H18	H19	H20	H21	H22
			検討	→	→	→	→	→
11	応急手当実施可能者の養成 【消防本部】	普通救命講習を実施して、応急手当実施可能者を養成します。 (市民対象としては毎月1回、他に市内中学校を対象としても行います)	救急車到着までの間、応急手当を実施することによって救命率が格段に異なってきます。市民誰もが応急手当を行えることで、安全で安心なまちづくりに寄与します。 《目標》 計画期間中、普通救命講習受講者数として年間2,000人、平成19年度までに、計6,000人を目指します。					
			H17	H18	H19	H20	H21	H22
			実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

基本的方向２ 公正で透明な行政運営

本市では、これまでも開かれた行政の実現と、市民から信頼される行政運営を目指すためには、市民に対する説明責任を果たすことが重要であることから、行政情報は全て市民との共有の財産であるとの基本認識に立ち、市自らが積極的な情報提供に努めるとともに、情報公開制度をはじめ個人情報保護制度を確立し、個人の権利利益の保護に留意し、情報の公開に努めてきました。

今後はこれまで以上に、市民が市政運営に参画する機会が増え、協働の機会が増えてきます。また、行政活動の計画・決定・実行のそれぞれの段階（プロセス）において市民に評価・監視していただく場面も増えてきます。その際に市民が判断し、決定できるようにするためには、より多くの情報が必要となってきます。

そこで、情報公開条例などに基づき、更に情報の提供を積極的に行い、行政運営の公正性、透明性、公開性の向上に努めていくこととします。

No	取組事項 【所管課】	内 容	効果等					
			スケジュール					
12	パブリックコメント制度の導入 【企画政策課】	基本的な政策等を策定する際、素案の段階で市民に公表し、提出された意見を考慮して意志決定を行う制度を確立します。	市民の市政への参画の機会を拡充するとともに、市の市民に対する説明責任を果たし、市民との協働による公正でより民主的な市政を推進します。					
			H17	H18	H19	H20	H21	H22
			実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
13	ホームページの充実 【広報課】	ホームページ上で、いつでも、どこでも必要な情報を得ることができるようにします。	統計資料・財政資料などをホームページ上で取得できるようにします。					
			H17	H18	H19	H20	H21	H22
			実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
14	各種行政サービスに関するコストの計算 【行革本部】	主な事業と施設について、コスト計算書を作成します。	コスト計算書を作成することで、行政サービスにおけるコストと負担の関係を明瞭にすることができます。					
			H17	H18	H19	H20	H21	H22
			検討	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
15	審議会等の公募委員の拡大 【各課】	行政運営に市民参画を進めていく観点から、審議会等の公募委員の割合を拡大します。	多様な市民の意見が反映されます。					
			H17	H18	H19	H20	H21	H22
			実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
16	審議会等の女性委員の登用 【各課】	より多様な意見を反映させるため、審議会等に多くの女性委員を登用します。	＜目標＞ 15年度末で24.3%の割合を平成19年度までに30%に高めます。					
			H17	H18	H19	H20	H21	H22
			実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
16 -1	審議会等の会議の公開 【各課】	平成17年度に策定した「審議会等の設置及び運営等に関する指針」に基づき、会議を公開します。	審議会等の運営の透明性、公平性を確保するとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、開かれた市政の推進に寄与します。					
			H17	H18	H19	H20	H21	H22
			実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

No	取組事項 【所管課】	内 容	効果等					
			スケジュール					
17	(仮称) 補助金交付基準の策定 【行革本部】	補助金の支出に対し、市としての統一的な基準となる(仮称)補助金交付基準を策定します。	17年度中に策定し、18年度新規補助金から適用し、既存の補助金についても19年度までに見直します。 《目標》 見直し対象となった補助金について総額の10%以上の削減を目指します。					
			H17	H18	H19	H20	H21	H22
			策定	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
18	市議会の広報活動の活性化 【議会事務局】	現行では広報誌「習志野議会」とホームページにとどまっている広報媒体を精査検討し、市議会活動の内容を広く市民に提供します。	本議会を市民が視聴できる広報媒体を少なくとも1つ創設します。例えばインターネット、ケーブルテレビによる議会中継、図書館において議会中継ビデオの貸出など。					
			H17	H18	H19	H20	H21	H22
			検討	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
19	広聴内容(キャッチボールメール等)のホームページへの公表 【すぐきく課】	キャッチボールメール等、市民からの意見、要望を積極的にホームページに公表します。	市政への関心、信頼を高めるとともに、建設的な意見の増加が期待できます。(16年度から一部実施)					
			H17	H18	H19	H20	H21	H22
			実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
20	情報提供の充実 【各課】	情報公開条例等に基づき、市民に理解しやすい形で、積極的に提供していきます。	市政の透明性が高まります。					
			H17	H18	H19	H20	H21	H22
			実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
21	市民への問題提起資料(グリーンペーパー)の作成 【各課】	広く市民と福祉やまちづくり等に関する問題点を共有し、共に解決方法を考えていただくために、行政の見解や提案をまとめた討議用の資料を作成し、公表します。 この問題提起資料を活用し、市民との意見交換を行いながら、各分野の施策の再構築を進めます。	市民と職員が各分野の全体的な問題点を共有して考え、検討することができます。					
			H17	H18	H19	H20	H21	H22
			検討	→	実施	⇒	⇒	⇒

基本的方向3 職員の意識改革と人材育成

地方分権の時代に、自治体が競争力を持つ施策を展開し、市民に対して的確な施策を提案するためには、職員一人ひとりの意識改革が不可欠となります。

そのためには、既存の枠組みに捕らわれない柔軟な発想と問題意識のもと、状況の変化に敏感に反応し、自ら情報収集に努め、施策の方向性や実施方法を考えることができる職員の育成が求められています。

また、人的資源である職員の能力を最大限に引き出し、より一層の資質の向上を図ることが必要です。

そこで、これからの行政運営を担う職員として、市民の声に耳を傾け、市民とともに考え、市民の力を引き出して、情熱を持って問題解決に取り組む、行政のプロフェッショナルの人材を育成していきます。

また、全体的、長期的な視点を持ち、自らの使命（ミッション）を自覚して、果敢に行動する、チャレンジ精神にあふれる自律型人材を育成していきます。

No	取組事項 【所管課】	内 容	効果等					
			スケジュール					
22	人材育成基本方針の策定 【総務部】	人材育成の目的、方策等を明確にした人材育成に関する基本方針を策定します。	長期的かつ総合的な視点で、職員の能力開発を効果的に推進することができます。					
			H17	H18	H19	H20	H21	H22
			策定	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
23	査定型人事考課の導入 【人事課】	職員の徹底した意識改革による、効果的、効率的な行政運営を推進します。	平成17年度末までの公務員制度改革の動向を注視しつつ取り組みます。					
			H17	H18	H19	H20	H21	H22
			検討	→	実施	⇒	⇒	⇒
24	職員提案制度の発展 【人事課】	現在ある職員提案制度を発展させて、自分のアイデアを提案し、自ら事業化までを担うことができる庁内ベンチャー制度を創設します。	市民サービスの向上、事務の効率化など 様々な分野で職員の意欲的な提案が実施されることで職員のやる気の醸成、活性化につながります。					
			H17	H18	H19	H20	H21	H22
			検討	→	実施	⇒	⇒	⇒
25	オフサイトミーティングの実施 【行革本部】	職場での組織、役職を超えて、ざっくばらんに気楽にまじめな話をする機会を創設します。	組織内部のコミュニケーションが活発化し、職員の信頼関係が深まり、縦横の関係にとらわれない仕事の進め方につながります。					
			H17	H18	H19	H20	H21	H22
			実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
26	窓口対応（接遇）の向上 【各課】	「んっ？ なにか変わった!？」を活用するとともに、お客さまサービス向上リーダーの育成を促進し、窓口（電話含む）対応の向上を図ります。 また、チェックリストに基づき各職場の状況を自己評価するとともに、市民からも評価を受け、必要な改善を推進します。	迅速かつ丁寧な対応により、お客さま（市民）の満足度、納得度が高まります。 職員の総合的な資質が高まります。					
			H17	H18	H19	H20	H21	H22
			実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

基本的方向 4 自律型組織への転換と組織の再編

歳入の増加が見込めないこれからの時代においては、網羅的に施策を推進するのではなく、トップの政策ビジョンと基本姿勢を組織全体で共有しながら財政的資源と人的資源を効果的に投入し、「選択と集中」により、確実に成果をあげていくことが必要です。

そこで、これからの組織機構の編成にあたっては、社会経済を取り巻く環境の変化を的確に捉え、施策の方針を選択し、その決定が迅速に実行できる組織を構築するため、各部局の予算・組織の自律性を高める方式を導入し、全庁的な経営方針のもとに部局自らの権限と責任で経営を行う仕組みづくりを進め、「管理型」から目的志向の「自律型」組織への転換を推進します。

また、政策目標ごとの施策展開への組織的な対応を図るとともに、「全庁的なマネジメント機能の強化」、「部局の自律経営と成果志向」、「市民との協働の視点に立った市民にわかりやすい組織」の観点から経営的、戦略的な組織運営ができる組織の再編に取り組みます。

No	取組事項 【所管課】	内 容	効果等					
			スケジュール					
27	組織機構の見直し 【企画政策課】	「新しい行政課題への対応」「スリム化・効率化・フラット化」を勘案しつつ、常に時代にあった組織機構とします。	市民サービス・時代のニーズに適合した組織を創り上げることに より、市民の信頼、市民満足度の向上を図ります。					
			H17	H18	H19	H20	H21	H22
			実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
28	行政マネジメントの確立 【企画政策課・財政課】	実施計画・行政評価・予算編成を連動させたマネジメントシステムを確立します。	実施計画・行政評価・予算編成を一体化し、Plan（計画）-Do（実施）-Check（評価）-Action（改善）のサイクルを実行します。					
			H17	H18	H19	H20	H21	H22
			検討	一部実施	⇒	⇒	⇒	⇒
29	庁内分権の推進 【企画政策課・人事課・財政課】	16年度予算編成から進めている庁内分権を、更に、組織等にかかる権限まで拡大し、責任の明確化を図った上で、各部の自律的な経営を進める。 併せて、各部の庶務機能を見直し、企画立案、予算編成等の機能を強化する。	各部の主体性と連携を強化・向上させ、現場の意向を反映した中で、成果達成型の組織を構築していきます。					
			H17	H18	H19	H20	H21	H22
			検討	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

基本的方向5 簡素化、効率化による見直し・成果の視点からの見直し

「最少の経費で最良の市民サービスを提供する」という行政運営の基本原則を実践するため、市民の税金を最大限効果的に活用するという、コスト意識を常に保ちながら、民間企業に負けない厳しいコスト管理と効率性を徹底します。

さらに、行政が直接担うべきサービスの範囲や成果の評価、身の丈にあったサービス水準の検討結果などを踏まえるとともに、行政評価の結果を有効的に活用しながら、常に事務事業の見直しを推進していきます。

また、これまでの予算主義の発想から脱して、事業を実施した結果、どのような成果をあげたのかを重視する決算主義的発想への転換を進め、限られた経営資源を最大限に活用し、市民満足度の向上を図っていくこととします。

〔 数値目標が明らかなものは財政健全化編に掲載し、ここでは遂行していく項目を掲載し、数値的な効果等は算出しておりません。 〕

事務事業の見直し

No	取組事項 【所管課】	内 容	効果等					
			スケジュール					
30	行政評価の拡充 【企画政策課】	これまで行ってきた「事務事業評価」から、次段階の「施策レベルの評価」へステップアップします。	評価をもとに次年度以降の予算・計画に反映させます。					
			H17	H18	H19	H20	H21	H22
			検討	一部実施	⇒	⇒	⇒	⇒
31	市民満足度調査の実施 【企画政策課】	市民満足度を視野に入れた行政運営を展開するために、市民満足度調査の実施を検討します。	市民の意向やニーズを適宜把握することが可能となり、タイムリーな調査、分析を行うことによって、事務事業の見直し、新たな施策の展開への資料とすることができます。					
			H17	H18	H19	H20	H21	H22
			検討	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
32	(仮称) 施設白書の策定 【関係各課】	多くの施設が更新期を迎えることから、改修・維持管理経費を推計分析し、今後の問題点、必要な取り組み等をまとめた(仮称)施設白書を作成、公表します。	施設の劣化、減価償却期間等を考慮したライフサイクルコスト等の大枠を把握し、問題点等について市民と情報を共有します。					
			H17	H18	H19	H20	H21	H22
			検討	策定	実施	⇒	⇒	⇒
33	(仮称) 施設改築・改修計画の策定 【関係各課】	施設白書を踏まえて、施設ごとのライフサイクルコスト、将来の必要性を勘案し、施設の適正配置、再編を検討するとともに、存続する施設については、改築・改修の方針、計画について財政負担を含め策定します。	施設の適正配置、再編についての今後の方針を財政負担を含め、明らかにするとともに施設の合理的な維持管理を進めていきます。					
			H17	H18	H19	H20	H21	H22
			検討	策定	実施	⇒	⇒	⇒
34	外郭団体の見直し 【関係各課】	習志野市開発公社・習志野文化ホール・習志野市スポーツ振興協会の今後のあり方について検討します。	行政の補完として設立された外郭団体も、規制緩和、「官から民へ」の流れなどの社会情勢の移り変わりにより、設立当時とは存在意義が変化してきています。そこで、市からの財政的・人的支援を含め抜本的な見直しをします。					
			H17	H18	H19	H20	H21	H22
			検討	→	→	→	→	→

No	取組事項 【所管課】	内 容	効果等					
			スケジュール					
35	申請・届出等 手続きのオン ライン化 【情報政策課】	申請・届出等手続きのオンラ イン化を図ります。	千葉県で一元化して構築している共同利用汎用受付システムを活 用するなど、申請・届出の手続きをオンライン上でできるようにし ます。					
			H17	H18	H19	H20	H21	H22
			検討	→	→	実施	⇒	⇒
36	長期継続契約 の実施 【契約課・財政 課】	賃貸借や委託の契約に長期 継続契約を導入します。	長期継続契約は地方自治法の改正により可能となりました。実施 により契約の透明性・効率化が図られます。					
			H17	H18	H19	H20	H21	H22
			検討	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
37	公用車の効率 化 【各課】	市の保有する公用車につい て、事業の廃止、民間委託化を 通じて削減を図ります。	必要性の有無を再点検しつつ実施します。					
			H17	H18	H19	H20	H21	H22
			実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
38	契約業務の改 善 【契約課】	ホームページによる入札参加 資格参加を可能とします。	入札手続きの透明性・公平性の確保、事務の効率化につながりま す。					
			H17	H18	H19	H20	H21	H22
			検討	→	実施	⇒	⇒	⇒
39	公共工事のコ スト削減 【都市調整課】	公共工事コスト削減計画を 引き続き推進します。	平成13年度末に策定した公共工事コスト削減計画を推進しま す。極力数値化できるものは数値で削減効果を計ります。					
			H17	H18	H19	H20	H21	H22
			実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
40	公共下水道事 業の法適用の 検討 【下水道課】	公共下水道事業について公営 企業法の適用に向けて検討しま す。	経営効率化の一つの手法として、公営企業法の適用について検討 します。					
			H17	H18	H19	H20	H21	H22
			検討	→	→	→	→	→
41	茜浜衛生処理 場の運営の見 直し 【クリーンセ ンター施設課】	下水道の普及率が向上するこ とにより尿の処理量が減少し ていることから、効率的運営手 法を検討します。	処理場の施設規模の縮小、下水道へ投入するための前処理施設化 など様々な手法を検討します。					
			H17	H18	H19	H20	H21	H22
			検討	→	→	→	→	→
42	職員住宅の今 後のあり方の 検討 【人事課】	職員住宅について今後のあり 方を検討します。	近年の社会情勢や住宅環境において、職員住宅の果たす役割が薄 れつつある中、市の職員住宅についてもそのあり方を検討します。					
			H17	H18	H19	H20	H21	H22
			検討	→	→	→	→	→
43	教職員住宅の 廃止 【学校教育課】	本大久保教職員住宅を廃止し ます。	市で保有する唯一の教職員住宅を平成17年度末で廃止します。					
			H17	H18	H19	H20	H21	H22
			廃止					
44	公共料金の支 払いの合理化 【会計課】	各課毎の電気料金等の支払い を市で一括払いにします。	電気料金等の支払いは現在各施設毎に伝票処理していますが、こ れを一括して口座引落としにします。これにより、各課における伝票 処理、会計課における審査事務が簡素化、効率化されます。					
			H17	H18	H19	H20	H21	H22
			検討	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

給与・定員の適正化

No	取組事項 【所管課】	内 容	効果等					
			スケジュール					
45	給与の見直し 【人事課】	職員給与を見直します。	具体的な項目は財政健全化編に掲載します。					
			H17	H18	H19	H20	H21	H22
			実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
46	(仮称) 定員 適正化計画の 策定 【人事課・行革 本部・企画政策 課】	今後の行政の役割、範囲を 見据えた中で、定員適正化計 画を策定します。	19年度末までに全職員数を1,500人以下にするという目標を掲 げ、職員数を削減しています。20年度以降の定員管理計画について作 成します。					
			H17	H18	H19	H20	H21	H22
			策定	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

基本的方向6 自立可能な財政構造の構築

国、地方を問わず、一段と財政状況の厳しさが増す中、複雑、多様化する市民要望に適切に対応した行政サービスを提供し、市民満足度を高めていくためには、これまで取り上げた基本的方向の実施を下支えするために、行政活動の基盤となる財政構造を健全化することが必要となってきます。

そこで、本市の財政計画である、本計画の財政健全化編による、経費の節減、債務の軽減、歳入の確保などに取り組み、収支の均衡を目指すとともに、経常経費の抑制に努め、財政構造の弾力性を確保しつつ、自立可能な財政構造の構築に向け努力していくこととします。

〔数値目標が明らかなものは財政健全化編に掲載し、ここでは遂行していく項目を掲載し、数値的な効果等は算出しておりません。〕

No	取組事項 【所管課】	内 容	効果等					
			スケジュール					
47	未利用地への 企業進出の促進 【企画政策課】	幕張新都心拡大地区用地等市内の未利用地への企業進出を促進します。	千葉県企業庁が所有している幕張新都心拡大地区について、企業庁と緊密に連携をとりつつ一層の促進を図ります。企業が新たに進出することで税収増、雇用拡大につながります。					
			H17	H18	H19	H20	H21	H22
			実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
48	安定的な財源 の研究 【財政課】	法定外普通税など安定的な財源の創出に向けて検討します。	習志野市独自の税の創出実現性について、プロジェクトを設置し研究します。					
			H17	H18	H19	H20	H21	H22
			検討	→	→	→	→	→
49	土地開発基金 のあり方を検討 【財政課】	今後先行取得していく用地が減少していくことから土地開発基金の必要性を検討します。	基金を廃止すると、基金で保有している土地（取得後何年も経過した土地で未だ供用開始が見込めないもの）と現金を一般会計で引き取ることになり、その現金で習志野市開発公社の債務返済を促進するなど、有効的な活用が見込めるため、必要性を含めそのあり方を検討します。					
			H17	H18	H19	H20	H21	H22
			検討	→	廃止	⇒	⇒	⇒
50	市有地の処分 【財産管理課 ・関係各課】	不用となった市有地を売却します。	未利用地について今後の利用価値を検討し、不用なものは売却して財源化を図ります。また売却により未利用地が動き出すことで地域経済の活性化、税収増につながります。					
			H17	H18	H19	H20	H21	H22
			実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
51	不動産売払収入による早期 償還 【財政課】	不動産売払収入をもって開発公社債務の早期償還を行います。	不動産売払収入はその1/2以上を市債管理基金に積み立てることを条例で定めています。さらに残りについては、積極的に開発公社等の債務償還に充てることとします。					
			H17	H18	H19	H20	H21	H22
			実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
52	公債費の適正 な管理 【財政課】	毎年の元利償還金の償還額が一定（徐々に減少）になるよう、適正な管理に努めます。	借り入れのルールを確立し、毎年の元利償還金の償還額を一定にします。					
			H17	H18	H19	H20	H21	H22
			実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
53	使用料・手数料 の見直し 【行革本部 ・関係各課】	15年度に見直した使用料・手数料について、見直しを行います。	すべての使用料・手数料について3年サイクルの原則の下、見直します。見直し結果を翌年度から適用します。					
			H17	H18	H19	H20	H21	H22
			検討	実施	適用	検討	実施	適用

第2部

財政健全化編

平成17年度～平成22年度

明日を創る

財政改革行動プログラム

目 次

財政健全化編について・・・・・・・・・・・・・・・・	2－1
（1）概要・・・・・・・・・・・・・・・・	2－2
（2）財政の現状・・・・・・・・・・・・・・・・	2－4
歳出総額と市税収入のギャップ・・・・・・・・	2－4
市税収入の低迷・・・・・・・・	2－6
義務的経費の増加・・・・・・・・	2－7
人件費と職員数の状況・・・・・・・・	2－8
経常収支比率と財政力指数・・・・・・・・	2－8
債務の状況・・・・・・・・	2－9
基金残高の減少・・・・・・・・	2－10
財政の現状と問題点・・・・・・・・	2－10
（3）自然体の財政見通し・・・・・・・・	2－11
（4）財政改革行動プログラムの視点・・・・・・・・	2－14
（5）改革による財政効果と財政収支見通し・・・・・・・・	2－15
（6）改革による財政効果を見込んだ後の財政予測・・・・・・・・	2－16

財政健全化編改革工程表

視点1．行政運営経費の削減・・・・・・・・	3－1
視点2．時代に適合したサービスへの転換・・・・・・・・	3－6
視点3．債務の軽減・・・・・・・・	3－13
視点4．歳入の確保・・・・・・・・	3－14
視点5．行動プログラムの着実な実行と情報開示・・	3－16

第2部 財政健全化編について

財政健全化編は、本市の行政運営を改革して行く基本的な方向性を示す「第3次行政改革大綱（改定）」の第一の目的である「財政の健全化」を実現するために、行政改革の目指すべき目標である「自立可能な財政構造の構築」を推進すべく平成17年度から平成22年度までの6年間に取り組む具体的な改革項目を明らかにするものです。

私たちは、この目標の達成に向かって、しっかりと着実に行動を起こしていくという決意を込めて「明日を創る財政改革行動プログラム（以下、「行動プログラム」という。）」というサブタイトルを掲げることとします。

本市のみならず、国、地方全体を取り巻く厳しい財政状況

バブル崩壊に端を発する、景気の低迷や社会の閉塞感は、戦後60年を経過した今日においても、社会、経済構造の転換を促し、民間部門のみならず、国、地方にも大きな構造転換を迫り続けています。この大きなうねりは、その端緒から既に20年近くなる今日においても、衰えることなく、社会、経済を、そして私たちの生活を、大きく揺るがし続けています。

地方においても、その影響を、少子高齢化の急激な進展、高度情報化社会の到来によるグローバル化、ボーダレス化の進行あるいは、三位一体の改革に伴う中央集権から地方分権への加速する大きな流れ、逼迫する財政状況など、様々な形に姿を変えたものとして被っています。

中でも、特に財政問題は、地方自治体存亡の根幹を揺るがす大問題であり、財政状況の改善なくして未来の展望が開かれることはあり得ないと考えます。

本市においても、平成9年度から財政非常事態を宣言し、自主自立したまちづくりを推進するための財政構造の体質強化を図るべく、財政健全化に向けた様々な取り組みや行政改革を実施してきましたが、依然として、厳しい財政状況が続いています。

根本には、危機感は持ちつつも、「経済が立ち直れば、何とかなるだろう」という、甘い現状認識と先送り体質から脱却できずに、未だ根本的な問題解決には至らず今日を迎えてしまったと、反省しているところです。

しかしながら、現在に至るまでの経済状況の変遷の中での金融危機の出現や大手企業の破綻などに代表されるように、問題解決を永久に先送りし続けることは不可能であり、手をこまねいていれば、いつかきっと破局の事態を迎えることになることが明らかになってきました。

仮に市の財政状況をそのような事態に至らせてしまうことがあったとすれば、市民一人ひとりに対しての、行政の責任を放棄することであり、市は絶対にそのような状況に至ることを阻止しなくてはなりません。

現在、そして未来は決して定められたものではありません。

一つひとつの選択と決断、そして実行の積み重ねの結果なのです。

私たちは、ここに第3次行政改革大綱（改定）のもと、財政健全化編、即ち「明日を創る財政改革行動プログラム」を策定し、現在の危機的な財政状況を克服し、自主自立したまち習志野を実現すべく、日々、財政の健全化に向け努力してまいります。

（１）概 要

目 的

第3次行政改革大綱（改定）の目的の一つである「財政の健全化」を実現するため、ここに財政健全化編を策定します。

目 標

自 立 可 能 な 財 政 構 造 の 構 築

- 地方分権のもと、自主・自立したまちづくりを推進する
- 市民のニーズに的確に応え、新しい行政サービスを展開していくため
今まで以上に事務事業を徹底的に見直し経費の抑制を図る
- その観点は、
 - 拡大した行政の役割を見直し真に行政が担うべき分野に資源を集中させる
 - 財政構造を健全化して行政の体質改善を図る

目指すべき数値目標

職員数の削減

人件費の抑制に取り組み、平成22年4月1日の企業局を除く職員数を1,341人以下とします。

17年4月1日現在 1,441人 （企業局を除く）

債務の削減

22年度末の債務残高を700億円以下とします。

16年度末現在	95,481,639千円
【内訳】	
普通会計地方債	41,228,488千円
普通会計債務負担行為	15,920,818千円
公共下水道特別会計地方債	38,332,333千円

将来債務比率の改善

22年度末の将来債務比率*1を特例地方債*2を除き100%以下とします。

16年度決算 214.1% 特例地方債を除くと162.0%

経常収支比率の改善

22年度末の経常収支比率*3を85%以下とします。

16年度決算 89.7%

計画期間

平成17年度～平成22年度 6年間

視点

自主・自立したまちづくり
新たなニーズに応える財源と力を回復させる

財政構造の体質強化



- ・歳出の削減 行政運営経費の削減
時代に適合したサービスへの転換
- ・債務の軽減 着実な債務の償還・新規債務の抑制
- ・歳入の確保 市税等収入の確保
受益者負担の適正化

行動プログラムの着実な実行と情報開示

計画の骨子

○人件費の抑制

給料等の抑制

職員数の削減を平成22年4月1日まで継続実施

○普通建設事業の重点化

○債務の償還

○これまでの行政のあり方、役割の見直し

- *1 **将来債務比率**：市の借金である地方債と債務負担行為の残高が、標準的な市の一般財源に対してどの位の割合であるかを表す指標。200%ということは、市の借金を返済するのに、2年分の一般財源が必要であるということ。
- *2 **特例地方債**：ここでは、国がその償還財源の全額を地方交付税で負担する、実質的な赤字地方債である減税補てん債と臨時財政対策債のこと。
- *3 **経常収支比率**：地方自治体の財政構造の弾力性を示す比率で、人件費、扶助費、公債費など経常的に支出する経費に、地方税や地方交付税、地方譲与税など一般財源がどの程度充当されているかを見るもの。この比率が都市部では80%を超えると財政構造の弾力性が失われているといわれており、70%～80%の範囲にあることが望ましいと考えられている。

（２）財政の現状

歳出総額と市税収入のギャップ

バブル経済が破綻し、それまでの順調な経済成長が停滞を始めた平成元年度以降においても、多様化、高度化する市民ニーズに応じていくために、歳出予算規模は伸び続け、平成5年度に歳出決算規模が400億円を越えて以降も、400億円台の財政規模を維持してきました。

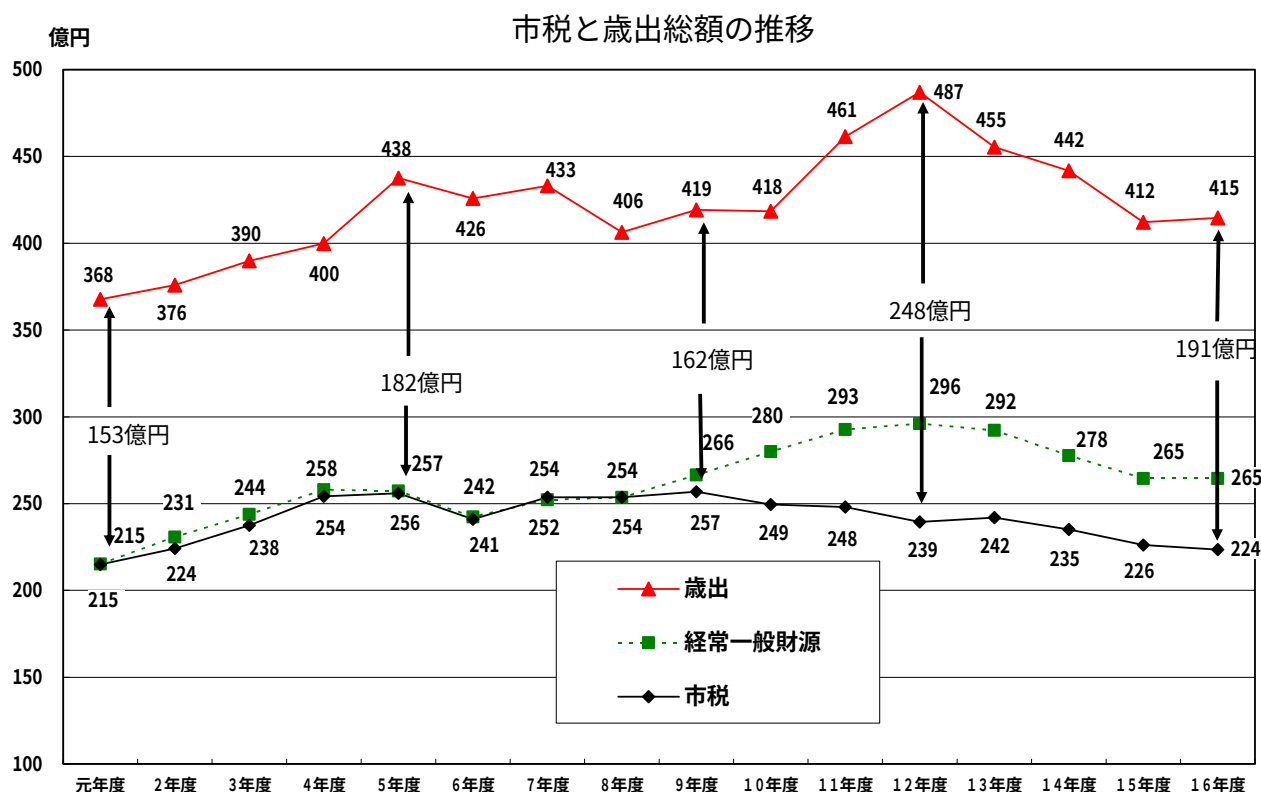
しかし、景気低迷の長期化による所得の減少や国の景気浮揚対策による度重なる政策的な減税、地価の下落、高齢化の急速な進展などにより、歳入の根幹である市税は、平成5年度までは順調に伸びてきましたが、その後は横ばい傾向となり、平成9年度にピークの257億円となって以降は、減少を続け、平成16年度決算では、224億円と7年間で33億円、約12.8%も減少しました。

こうしたことから、歳出総額と主要な一般財源である市税との間には大きなギャップが発生してきています。

このギャップについては、国・県からの補助金や地方交付税、市債の発行、基金の取崩し等で賄ってきました。

平成11年度から平成14年度にかけては、新清掃工場の建設があったため、歳出規模が拡大していますが、その期間を除けば、本市における歳出と市税のギャップは、平成5年度以降は160億円から180億円の前後で推移しています。

しかしながら、それ以前のギャップが150億円程度であったことと比べれば、依然として20億円から50億円程度の拡大基調が続いていると考えられます。



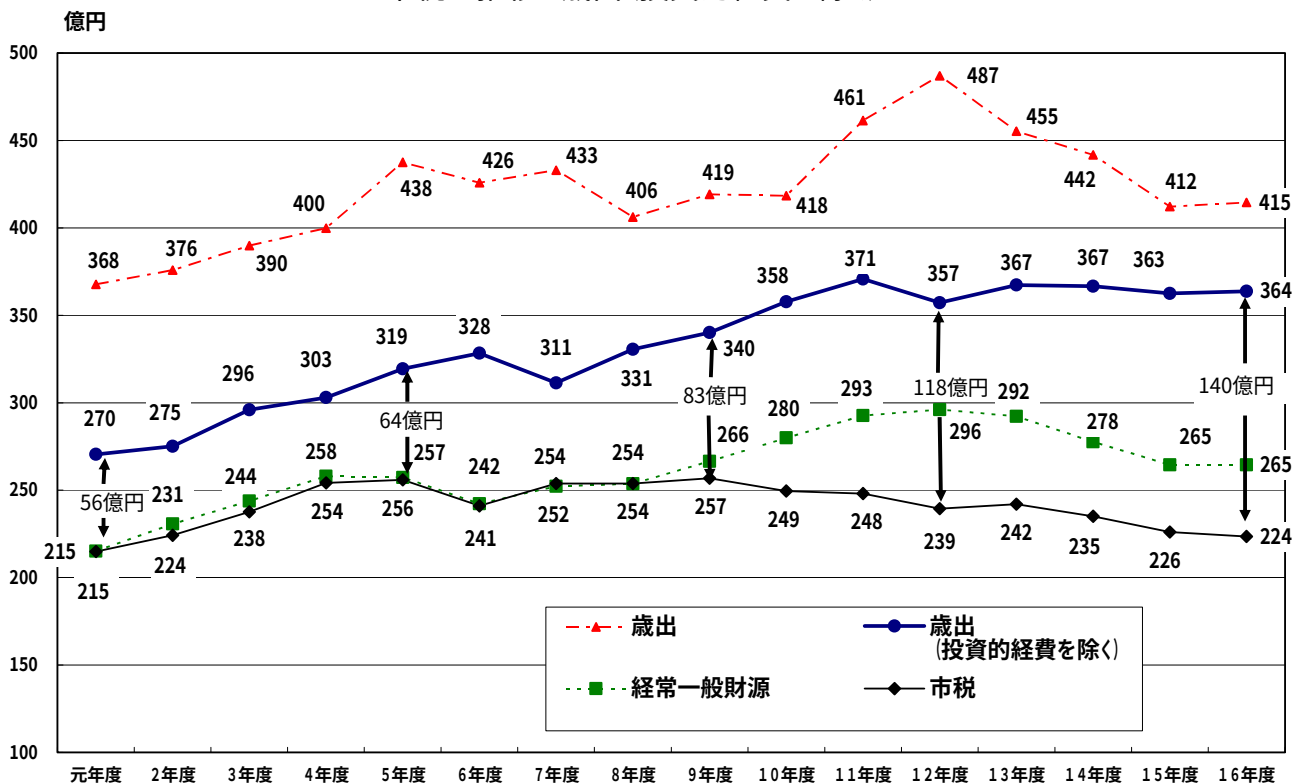
前図における、バブル経済期以降の歳出の山は主に投資的経費の増加によるものと考えられることから、歳出総額から投資的経費を除いてグラフを描いて見ました。

このギャップの推移によると、現在の財政状況の厳しさが明確に読み取ることができます。

市税収入が落ち込み始めた平成9年度以降も投資的経費を除く歳出規模は増加ないし横ばいを続け、市税とのギャップは拡大を続けています。地方交付税等を含めた経常一般財源とのギャップは、概ね一定に見えますが、国の動向により依存財源である地方交付税はいつ削減されるか判らず、不安定要因となっています。

このように、基本的な収入である市税の増加がないにもかかわらず、拡大した行政サービスを維持してきてしまったこと、つまり身の丈を超えた財政運営を続けてきたことが、今日の財政危機の大きな要因となっています。

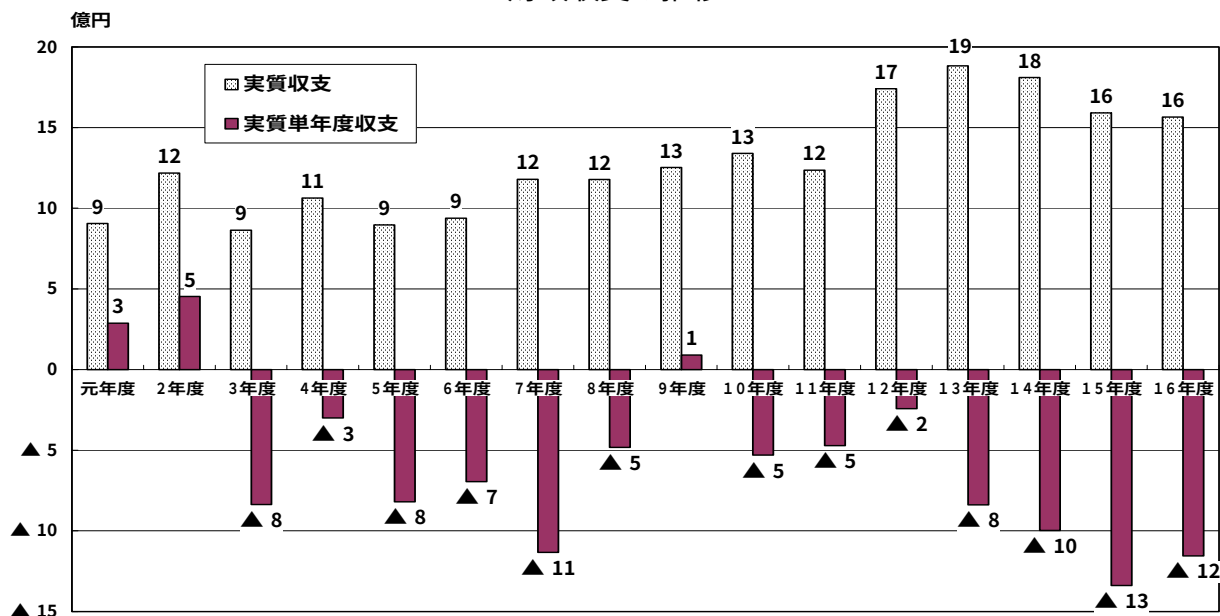
市税の推移と歳出(投資的経費を除く)



こうした身の丈を超えた財政運営を続けてきた結果として、市の財政収支は見かけ上は毎年度の実質収支は黒字となっていますが、財政調整基金の積み立て・取り崩しなかった場合の収支である実質単年度収支では、平成3年度以降、赤字基調が続いています。

特に、平成13年度以降は、数次にわたる行政改革の取り組みにもかかわらず、赤字幅が大きく拡大してきており、更なる財政健全化への取り組みが必要となっています。

財政収支の推移

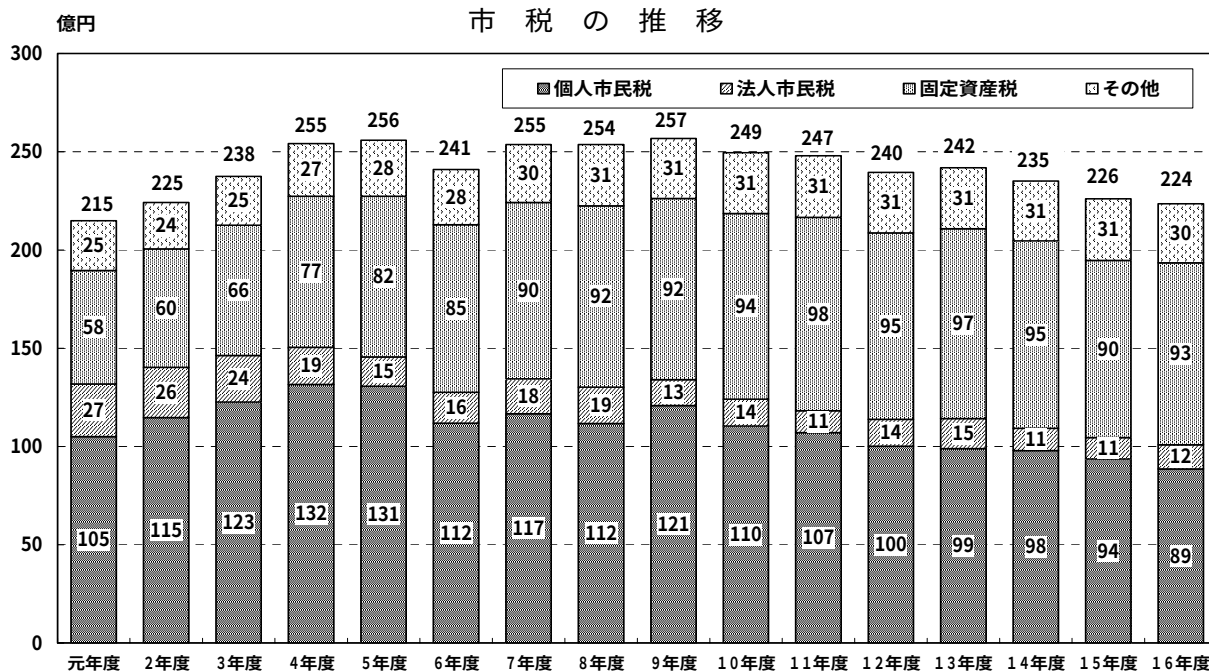


市税収入の低迷

人口の増加に伴い順調に伸びてきた市税収入も、平成5年度を境に変化しました。減税の影響を受けつつ横ばい傾向から、ここ数年は減少傾向にあります。景気の低迷や個人市民税の納税義務者の変化、あるいは地価の下落などが要因と考えられますが、今後を考えても、少子高齢化の伸展などにより市税の大きな伸びは見込めません。

収入に見合った歳出構造への転換が望まれます。

市税の推移

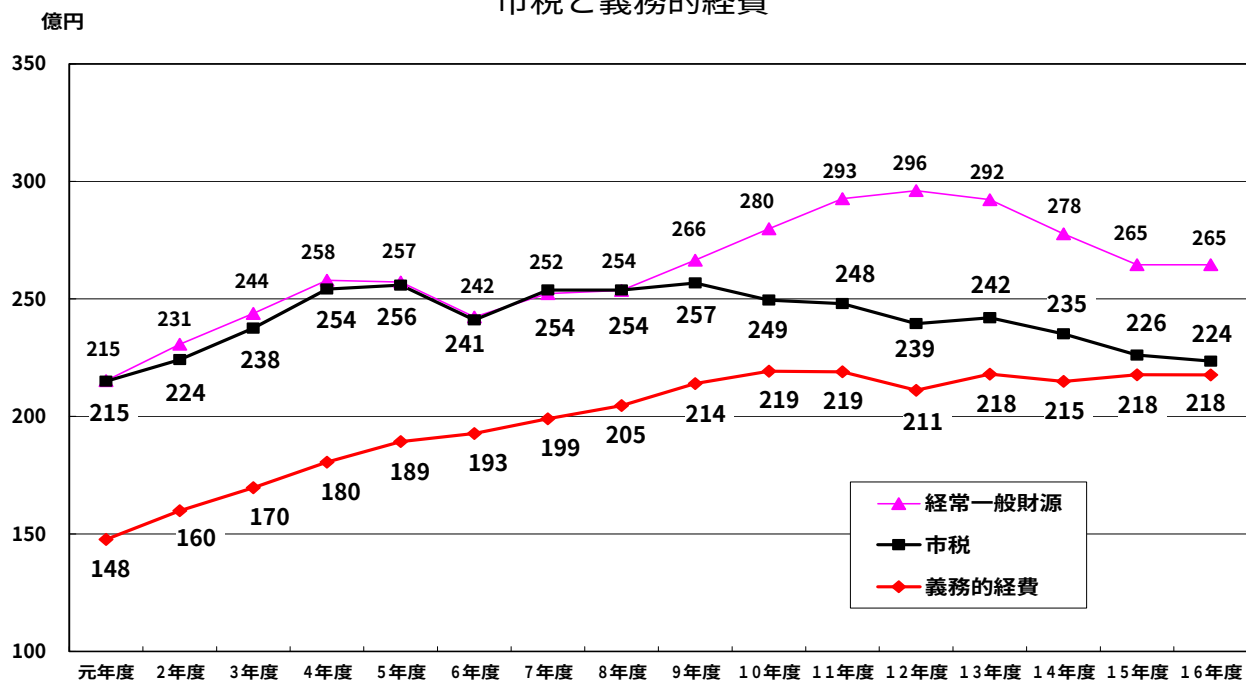


義務的経費の増加

市税収入が伸びない中で、人件費（職員の給与等）、扶助費（生活保護や福祉制度に要する費用）、公債費（地方債の元利償還費用）の義務的経費は、平成元年度以降も一貫して増加し続けており、今次の行政改革の取り組みを始めた平成9年度以降に、若干の横ばいとなってきたところであります。

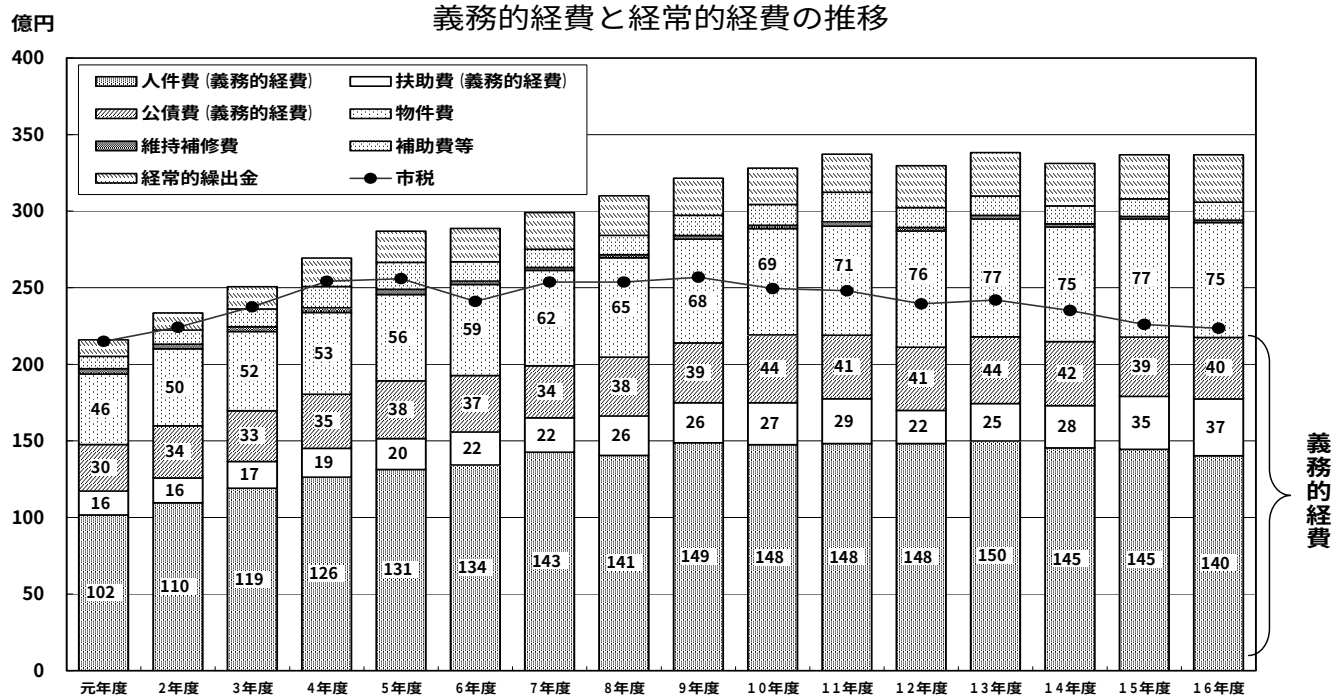
一方、市税収入は平成5年度には横ばい傾向となり、平成9年度からは減少傾向であることから、市税収入と義務的経費のギャップは急速に小さくなってきています。

市税と義務的経費



義務的経費を含む経常的経費の内訳ごとの推移を見ると、歳出予算の1/3を占める人件費及び公債費は、平成9年度以降ほぼ横ばいであるものの、扶助費は大きく伸びる傾向をみせており、財政構造の柔軟性を失わせる要因となっております。

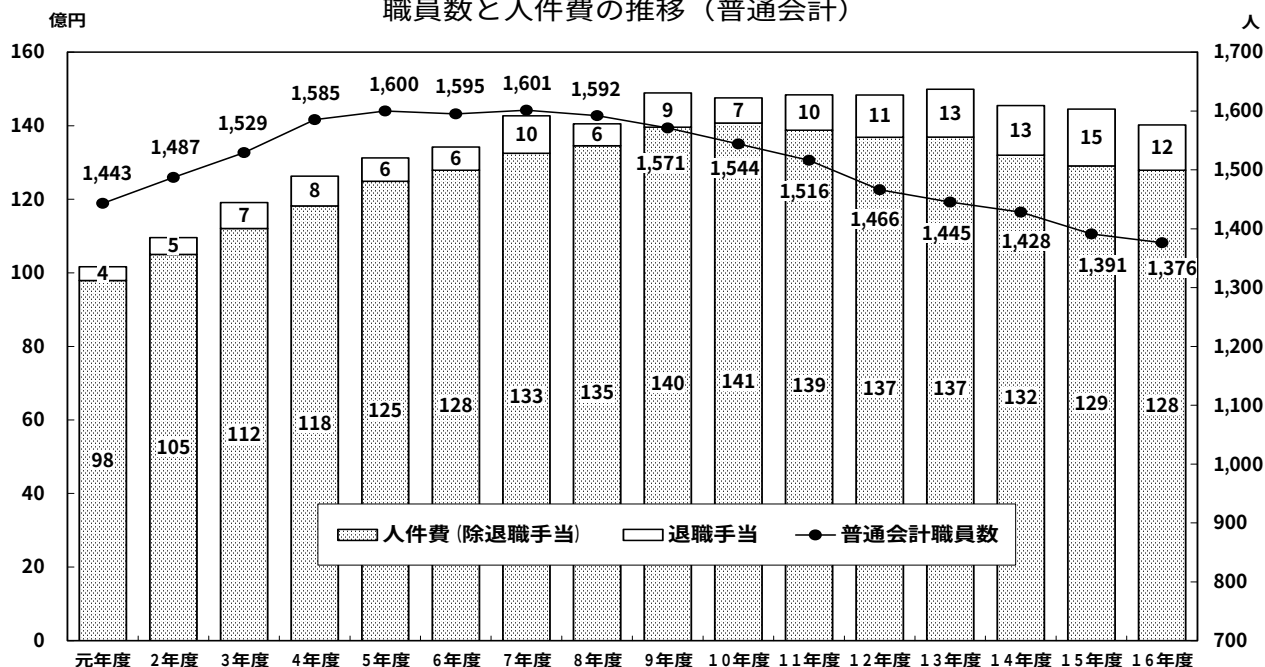
義務的経費と経常的経費の推移



人件費と職員数の状況

歳出予算の1/3を占める人件費の伸びを抑制し、更には削減していくことが、財政状況の硬直化を防ぐ大きな鍵となることから、平成9年度から職員の削減に取り組んできました。その結果、職員数は減少していますが、人件費については退職手当の増加などにより、まだまだ抜本的な削減にまでは至っておりません。

職員数と人件費の推移（普通会計）



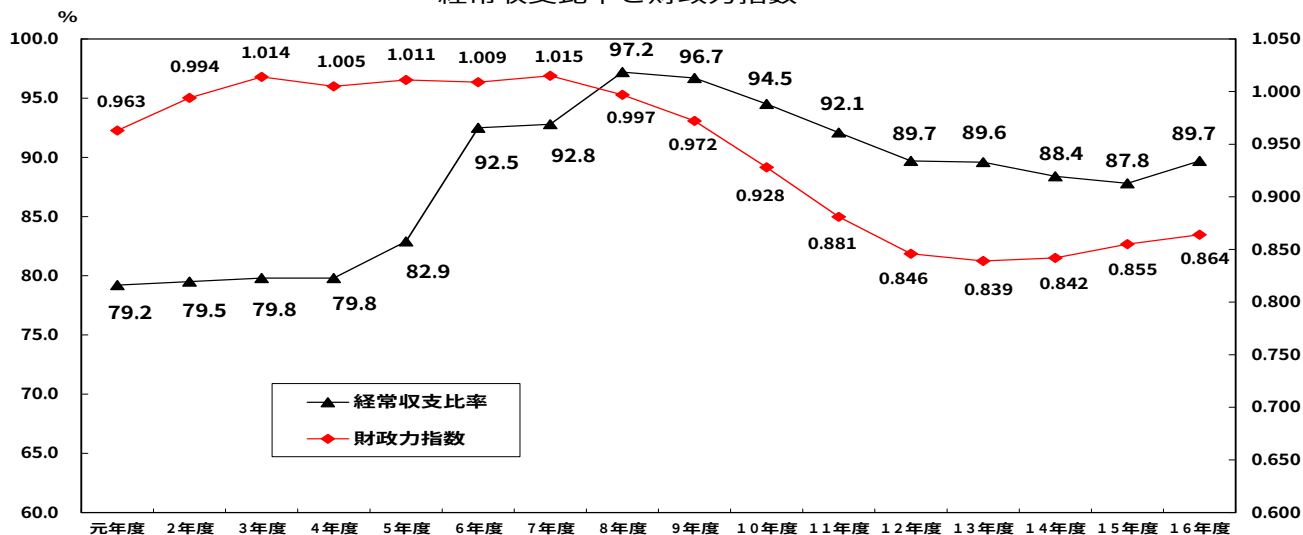
経常収支比率と財政力指数

財政状況の柔軟性を表す「経常収支比率」は、平成6年度から上昇（悪化）に転じ、硬直化がみられるようになり、平成8年度には100%に迫り憂慮される事態となりました。平成9年度には消費税を3%から5%にアップすることに先立つ先行減税が実施され市税が減少したのがアップの主な要因でした。

その後、行政改革の取り組みによって徐々に改善傾向がみられるようになりましたが、依然として高い水準にあります。

また、「財政力指数」は平成7年度をピークに急激に低下し、普通交付税に依存した財政状況となっています。現在、国が進める「三位一体の改革」で地方交付税の削減による改革が叫ばれており、早期に交付税に依存しない自主自立した財政構造に転換することが望まれます。

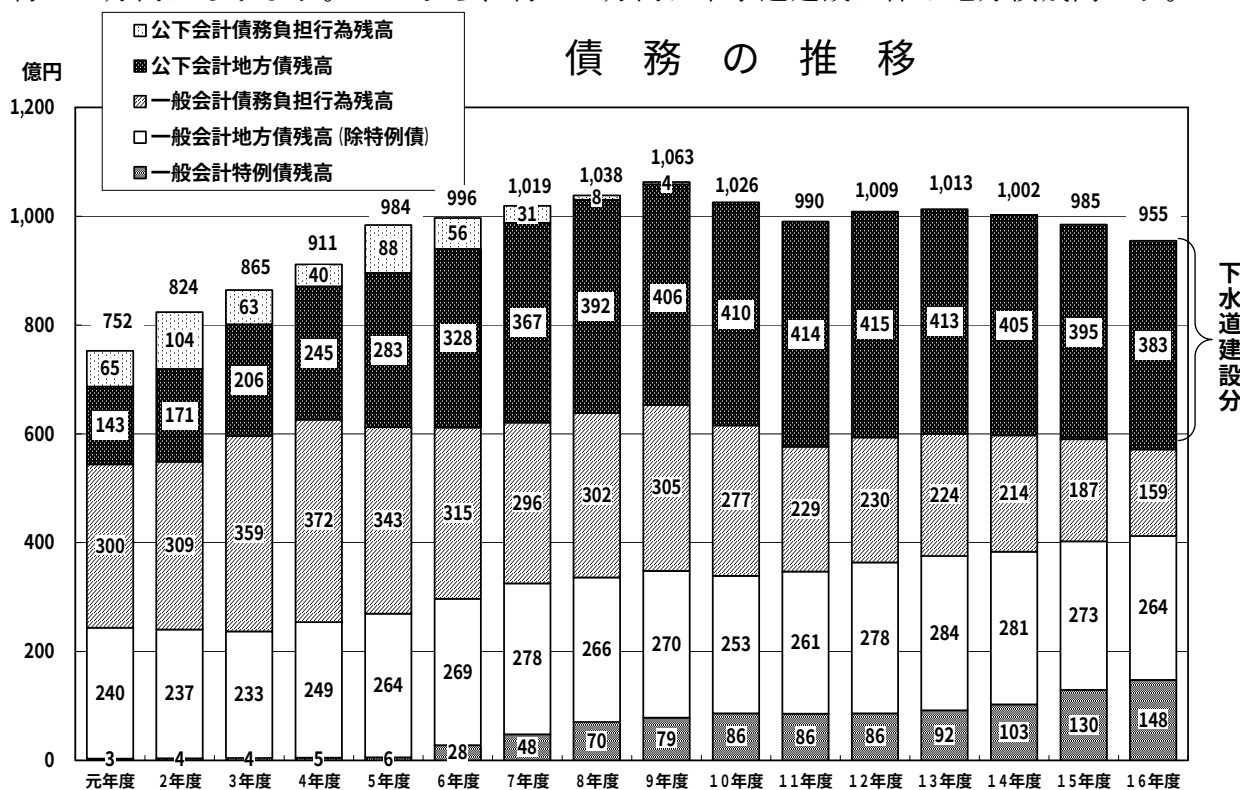
経常収支比率と財政力指数



債務の状況

債務残高は、平成9年度の1,063億円をピークに以降は1,000億円前後で推移しています。一般会計の地方債が増加したのは、新清掃工場の建設のための地方債を、平成12、13、14年度に、それぞれ30億円、18億円、24億円発行したことで、減税補てん債、臨時財政対策債などの国の施策に伴う特例地方債の発行があったことです。この特例地方債は、ここ数年増加し16年度末残高が約148億円となっています。

平成16年度末現在の全体の債務残高合計は955億円で、これは、市民一人あたり約61万円になります。このうち、約24万円は下水道建設に係る地方債残高です。



※一般会計地方債には、NTT無利子貸付金は含まない。

【用語解説】

経常収支比率：財政構造の弾力性、柔軟性を表す指標で、人件費、扶助費、公債費等の容易に縮減することが困難な義務的性格の強い経常的経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とする経常一般財源がどの程度充てられているか、その比率によって弾力性を測定しようとするもの。市にあっては、80%を超えると財政構造の弾力性が失われつつあると考えられる。

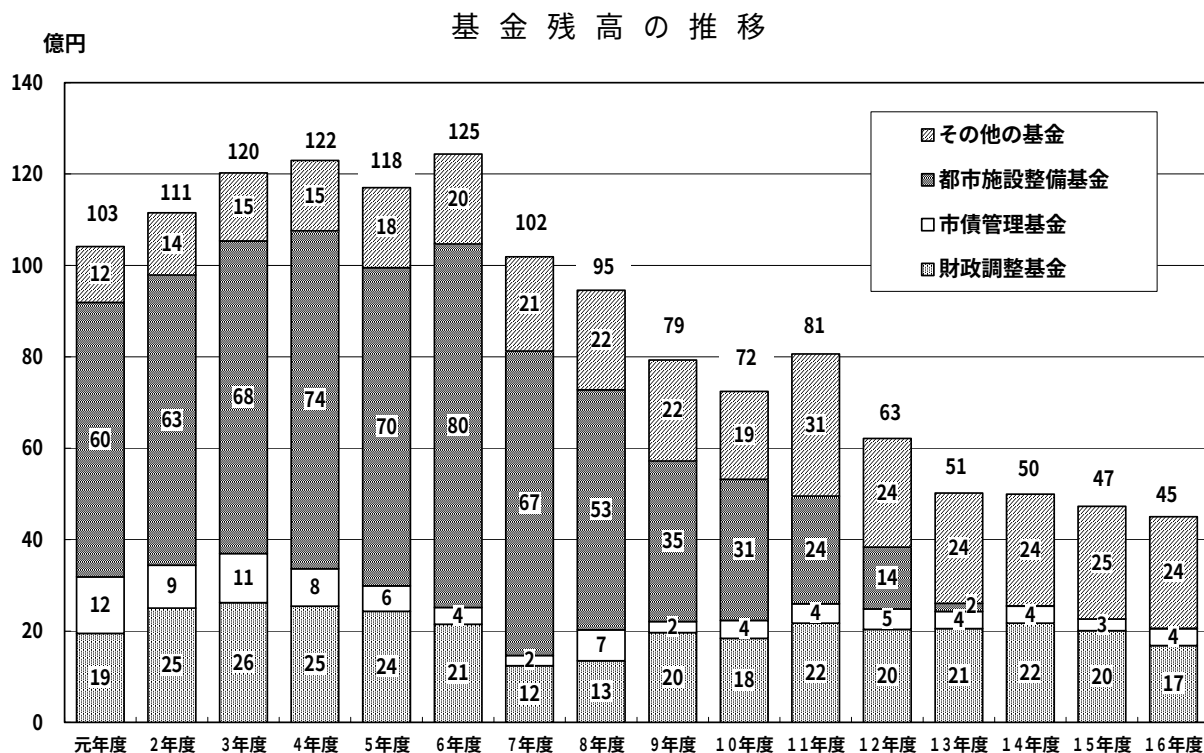
財政力指数：財政力の強弱を表す指標で、地方公共団体が妥当な水準の行政活動を行うために最小限必要な財政需要（一般財源）を示す「基準財政需要額」に対する、標準的に徴収し得るであろう税収入のうち、市町村にあっては75%相当額の「基準財政収入額」の割合で、この指数が「1」に近いほど財政力が強いと見ることができる。「1」を超えると、普通交付税の不交付団体となり、余裕財源を保有しているとみられる。

基金残高の減少

市の貯金である基金残高は、平成6年度の125億円をピークに減少を続け、平成16年度末には、45億円と6年度の36%にまで減ってしまいました。

これは、都市施設整備基金（秋津・香澄公園や谷津干潟公園などの整備費用の償還財源のための基金）残高が、近年の低金利により期待された運用益が得られない中で、毎年度取り崩されていることが大きな原因です。

また、いわゆる財源不足対策として活用できる基金である、市債管理基金（地方債の償還を計画的に行うための基金）と財政調整基金（年度間の財源の不均衡を調整するための基金）の残高は、2基金を合わせここ数年は25億円前後で推移していましたが、15年度、16年度と減少傾向にあります。



財政の現状と問題点

行財政改革の取り組みにより経常収支比率は改善傾向が見られるものの、依然80%代の後半の高い数値を示しており、財政の弾力性が低下し硬直化した財政運営を強いられています。

この要因の一つは、過去に市民の行政需要に対応するために、教育施設や保健福祉施設等の整備を重点的に進めてきたため、この運営にかかる職員の人件費や維持管理経費に多額の経費を投入していることなどにあります。

硬直化により、市税等の一般財源を施設の運営費や扶助費、地方債の償還金などの義務的な経常的経費に充てざるを得ない状況になっており、時代の変化に対応した新しい市民ニーズに対応するための財源が少なくなっています。そして、市税を中心とした歳入の増加が期待できない厳しい財政状況の中でも、新たな市民サービスを展開するために、債務負担行為や地方債の借入れなどを活用するなどして財源不足を補い、施設整備等を推進し市民の行政需要に対応してきたために、債務が増加する事態に至っており、最近では、既存の債務の返済を翌年度以降に繰り延べし財政運営を行ってきているという実態があります。

(3) 自然体の財政見通し

平成17年5月策定した財政健全化計画による平成19年度までの財政予測を、今回の改定作業にあわせて、平成18年度予算編成が終了した時点のデータに基づき、予測期間を平成22年度まで延長し見直しました。

その際、3段階の過程を経て、予測を行うこととしました。

具体的には、第1段階として、現在の制度が継続する前提の「自然体の財政予測」、第2段階として「財政健全化編の取り組みを実施した後の財政予測」、第3段階として、今回の改定のきっかけとなった「集中改革プラン」における「財政健全化の更なる取り組みを実施した後の財政予測」の各段階です。

ここでは、第1段階の自然体による財政予測の結果を説明します。

第1段階：自然体の財政予測

平成18年度予算編成が終了した段階での予算額をベースに、人件費については給与構造改革による影響額及び定員適正化計画に基づく職員数の削減を見込み、その他の経費については、現行制度が継続するとの前提で、三位一体改革や税制改正の影響、過去の経費の伸び率などを考慮し自然体の財政予測を行いました。

この段階で、約162億円の財源不足が見込まれました。

[財政予測を行った際の主な前提条件]

歳入

1. 市税

(ア) 個人市民税

高齢化の進行や、回復傾向にあるとはいえ、依然として厳しい雇用情勢等を勘案し、納税義務者数は、特別徴収者が減少し、普通徴収者は増加するとして推計した。なお、16年度税法改正による公的年金等控除の見直し、老年者控除の廃止及び17年度税制改正による定率減税、住民税の税率見直しの影響を18年度以降分に算入。また、19年度からの定率減税廃止、三位一体改革による税源移譲に基づく住民税率10%フラット化(市民税6%)についても算入。

(イ) 法人市民税

17年度以降の経済成長率を概ね2%台と想定し、法人市民税の推計を実施。

(ウ) 固定資産税（土地）

負担調整措置及び地価下落に対応した税負担の措置等を考慮しつつ、19、20年度については地価下落により1%の減を見込み、21年度以降は下落がないものとした。

2. 地方交付税

18年度予算編成段階の交付額を算定基礎にして算出。

基準財政収入額は、市税の伸び率を考慮して算出し、地方特例交付金及び減税補てん債の減収分を反映。基準財政需要額は、19年度以降も18年度見込額と同額で算出。

3. 臨時財政対策債

現在の制度が18年度で終わることから19年度以降は計上せず。

4. その他

19年度以降ポータルピア環境整備協力金を3億円見込む。

歳出

1. 人件費

給与構造改革の影響及び「定員適正化計画」に基づく職員削減見込みに基づき算出。

2. 扶助費

過去の実績を考慮し、生活保護費の伸び率6%、その他の扶助費の伸び率4%で算出。

3. 物件費

19年度以降は、財政健全化計画に基づき、17年度当初予算額から1億円減額して計上。

4. 普通建設事業

19年度以降は、開発公社償還金、旧環境事業団償還金等のルール分を計画に基づき計上するとともに、建設事業分は18年度予算の状況により計上した。

年次別財政予測（平成18年度～22年度）

【歳入】

（単位：百万円）

区 分	18年度 見込額	19年度 見込額	20年度 見込額	21年度 見込額	22年度 見込額	合計 H18～H22
市 税	23,201	24,699	24,942	24,465	24,543	121,850
地方交付税	1,900	2,288	2,099	2,462	2,406	11,155
国庫支出金	2,827	3,198	2,967	3,102	3,280	15,374
市 債	2,272	1,832	880	1,123	1,249	7,356
その他	10,720	8,595	7,962	7,881	7,812	42,970
歳入合計 ①	40,920	40,612	38,850	39,033	39,290	198,705

【歳出】

（単位：百万円）

区 分	18年度 見込額	19年度 見込額	20年度 見込額	21年度 見込額	22年度 見込額	合計 H18～H22
人件費	13,755	14,277	13,658	14,303	13,614	69,607
うち職員給等	12,854	12,719	12,386	12,283	11,947	62,189
うち退職手当	901	1,558	1,272	2,020	1,667	7,418
扶助費	4,446	4,659	4,884	5,119	5,367	24,475
公債費	4,497	4,558	4,854	4,844	4,812	23,565
物件費	7,918	7,763	7,763	7,763	7,763	38,970
普通建設事業費	3,449	5,406	3,870	7,135	4,269	24,129
その他	6,855	6,844	6,854	6,829	6,782	34,164
歳出合計 ②	40,920	43,507	41,883	45,993	42,607	214,910

財源不足額 ③
①－②

0 ▲ 2,895 ▲ 3,033 ▲ 6,960 ▲ 3,317 ▲ 16,205

※人件費の額は、事業費支弁、特別会計への振り替え等を考慮しない職員実数で積算。

資料

年次別財政予測の推計方法について

区 分		積 算 方 法
入	市税	①個人市民税については、高齢化の進行や回復傾向にあるとはいえ依然として厳しい雇用情勢等を勘案し、納税義務者数は特別徴収者は減少し、普通徴収者は増加するものと推測する。 ②税収の9割弱を占める給与収入が平成11年度以降減少しており、税収の自然増は見込めない状況下で、今後もこの傾向は継続するものとみる。 ③平成16年度税法改正による公的年金等控除の見直し、老年者控除の廃止及び平成17年度税制改正による定率減税、住民税の税率見直しによる増収分については、平成18年度分以降に算入している。 【平成17年度より、配偶者特別控除上乘せ分廃止、妻の均等割非課税縮小。18年度より、妻の均等割非課税・老年者控除・老年者非課税基準廃止、公的年金等控除・定率減税縮小。19年度より、定率減税廃止、住民税率10%（市民税6%）が実施されるものとして算出した。】 ④法人市民税は日本経済の経済成長率概ね2%と見込み、法人市民税を対前年度1%の伸びを想定している。平成17年度以降における新規設立法人については、4法人を算定対象とし、均等割のみを算入している。 ⑤固定資産税（土地）については、18年度以降については、負担調整措置及び地価下落に対応した税負担の措置が適用されるものとして算出した。19・20年度については、地価の下落に伴い1%の減を見込み、21年度以降は下落がないものとして算出している。家屋については、新築・滅失分を過去5年度分の平均を見込む。評点数の下落率を平成18年度と同程度を見込み、現行の算出方法に変更がないものとして算出した。償却資産については、同額としている。 ⑥その他の税については、近年の傾向を加味した上で算出している。
	地方交付税	平成18年度予算額を基礎にして算出。基準財政収入額は基本的には市税の伸び率で算定、地方特例交付金及び減税補てん債の減収分を反映している。19年度以降の基準財政需要額は18年度予算と同額としている。 平成19年度以降は臨時財政対策債が廃止されるものとして積算した。
	国庫支出金	18年度予算における三位一体の改革の影響を考慮し算出。18年度予算に基づき、生活保護費、普通建設事業等に係るものは個々に積算し、その他経常的な国庫支出金は伸びないと想定し計上した。
	市債	経常的な普通建設事業分については18年度予算額と同程度として積算。実施計画分を加算。ただし、20年度以降は計画がないため18年度予算と同額とした。更に減税補てん債、臨時財政対策債分等を加算して積算した。なお、臨時財政対策債は19年度に廃止となるものと仮定する。
	その他	地方譲与税については、過去の伸び率を参考にした。各交付金については、利子割交付金を除き、【構造改革と経済財政の中期展望－2005年度改定】に示された、実質成長率を参考にし、利子割交付金は18年度予算と同額とした。 繰入金については各基金ごとに積算し、財政調整基金は19年度5億円、20年度以降は繰入れないものとした。 不動産売却収入は18年度と同額を計上し、寄附金は計上していない。 繰越金については、毎年5億円を見込む。また、19年度以降、ポートピア環境整備協力金を3億円見込んだ。その他の歳入については、原則的には過去の伸び率を参考にした。
出	人件費	職員数については集中改革プランの定員削減計画に基づき積算した。18年度当初予算編成時点での決算見込、退職予定を勘案した（新給料表を反映している）。なお、事業費支弁、特別会計への振り替えは考慮していない。地域手当については19年度8%、20年度8%、21年度9%、22年度10%を見込んでいる。
	物件費	19年度以降は経費削減努力により、17年度当初予算額から1億円減額し計上した。
	扶助費	18年度予算に基づき、過去の実績による伸び率を参考に、生活保護費については6%、その他の扶助費については4%の伸び率に設定した。
	公債費	過去の借入の償還計画額と今後の借入見込をもとに積算した。なお、今後の借入については、3年据え置き、20年償還、年利率2.0%で計算し元利償還金を計上した。また、はばたき債の償還積立金も計上した。
	普通建設事業費	18年度予算に基づき積算。19年度以降は、通常分は18年度と同程度（基金充当事業は除く）で計上するとともに、実施計画分、公社返済、旧環境事業団返済等を加算し算出。
	その他	維持補修費、貸付金については、18年度予算額と同額とし、補助費等は過去の伸び率を参考にした。投資及び出資金は、北千葉広域水道企業団出資金の将来の見込みを積上げた。 積立金は各基金ごとに積算。繰出金については各会計ごとに積算し、国民健康保険特別会計への赤字補てん分の繰出しは18年度と同額とした。公共下水道事業特別会計への繰出金は16年度の使用料改定の影響を考慮、介護保険特別会計への繰出金は介護保険事業計画により積算した。なお、予備費は計上していない。

（4）財政改革行動プログラムの視点

財政改革行動プログラムの策定に当たっては、財政運営の原点である「入るを量りて、出づるを為す」ことに立ち返り、「負担に値する質の高い小さな地方政府（スモールガバメント）」の実現を目指し、財政構造の体質強化を図るために、次の5つの視点により計画策定を行います。

- 視点1. 行政運営経費の削減
- 視点2. 時代に適合したサービスへの転換
- 視点3. 債務の軽減
- 視点4. 歳入の確保
- 視点5. 行動プログラムの着実な実行と情報開示

各視点については、改革のための具体的方策を改革工程表として定め、実施年度、数値目標を示し、順次実行していきます。

視点1. 行政運営経費の削減

- 具体的方策1. 内部管理的経費の必要最小限化（徹底的な削減）
- 具体的方策2. 普通建設事業の精査による経費節減
- 具体的方策3. 特別会計への繰出金の適正化

視点2. 時代に適合したサービスへの転換

- 具体的方策1. 市単独事業の見直し
- 具体的方策2. 民間活力の活用
- 具体的方策3. 事務事業の効率化
- 具体的方策4. 補助金の見直し
- 具体的方策5. イベント等の見直し
- 具体的方策6. 施設の統廃合

視点3. 債務の軽減

- 具体的方策1. 着実な債務の償還
- 具体的方策2. 新規債務の抑制

視点4. 歳入の確保

- 具体的方策1. 市税等収入の確保
- 具体的方策2. 市有財産の有効活用
- 具体的方策3. 受益者負担の適正化

視点5. 行動プログラムの着実な実行と情報開示

- 具体的方策1. 庁内分権の推進
- 具体的方策2. 行政評価手法の活用
- 具体的方策3. 外部の進行管理組織の設置
- 具体的方策4. 広報紙等による定期的な市民への周知

(5) 改革による財政効果と財政収支見通し

下表の通り、財政改革行動プログラムの各視点に基づく改革工程表(「第2部 改革工程表」参照)の取り組み及び集中改革プランにおける財政健全化の取り組みにより、約106億8,500万円の財政効果が見込まれます。しかし依然として、約55億2,000万円の財源不足が解消できない状況であることから、この不足額への対応を含め、平成18年度中に、民間活力導入の総点検及び事務事業の総点検を実施するなど、今後も継続的に改革工程表の見直しを行なってまいります。

集中改革プランによる財政効果と財政収支見通し

(1) 第1段階: 自然体の財政予測

(単位: 百万円)

区 分		19年度 見込み	20年度 見込み	21年度 見込み	22年度 見込み	計
収 支 見 通 し	歳 入 A	40,612	38,850	39,033	39,290	157,785
	歳 出 B	43,507	41,883	45,993	42,607	173,990
	差引→財源不足額 A-B=C	▲ 2,895	▲ 3,033	▲ 6,960	▲ 3,317	▲ 16,205

(2) 第2段階: 財政健全化編の実施による財政効果

財 政 健 全 化 編 の 実 行 に よ る 効 果 額	行政運営経費の削減 D	1,161	461	730	907	3,259
	内部管理的経費の必要最小限化	18	18	18	18	72
	人件費の抑制	18	18	18	18	72
	普通建設事業の精査による経費節減	1,143	443	712	889	3,187
	時代に即したサービスへの転換(既存事業の見直し) E	209	209	228	278	924
	市単独事業の見直し	48	48	48	48	192
	市単独の各種扶助制度の見直し	34	34	34	34	136
	市単独事業の見直し	14	14	14	14	56
	民間委託の推進	10	10	29	29	78
	指定管理者制度の活用	70	70	70	70	280
	事務事業の効率化	1	1	1	1	4
	補助金の見直し	80	80	80	130	370
	歳入の確保 F	235	325	599	444	1,603
	市税等収入の確保	61	68	121	135	385
	市有財産の有効活用	174	257	478	309	1,218
	効果額計 F+D+E=G	1,605	995	1,557	1,629	5,786

第2段階: 財政健全化編実施後の財源不足額 C+G=H	▲ 1,290	▲ 2,038	▲ 5,403	▲ 1,688	▲ 10,419
-----------------------------	---------	---------	---------	---------	----------

(3) 第3段階: 集中改革プラン(財政健全化への取り組み)の実施による財政効果

の 財 政 取 組 み の 全 体 的 な 効 果	基金の有効活用による財政効果 I	1,051	500	500	500	2,551
	債務償還計画見直しによる財政効果 J	239	▲ 239	2,609	▲ 261	2,348
	効果額計 I+J=K	1,290	261	3,109	239	4,899

第3段階: 集中改革プラン後の財源不足額 H+K=L	0	▲ 1,777	▲ 2,294	▲ 1,449	▲ 5,520
----------------------------	---	---------	---------	---------	---------

[財政効果額合計]

	19年度	20年度	21年度	22年度	合計
効果額計 G+K	2,895	1,256	4,666	1,868	10,685

★各年度末数値目標見込み

(単位: 人、千円、%)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	17年4月1日 17年度末見込み
4月1日現在の職員数(企業局を除く)	1,417	1,406	1,385	1,374	1,341	1,441
年度末債務残高(公共下水道事業を含む)	90,137,899	85,542,155	80,265,685	75,212,721	69,904,501	93,193,470
年度末将来債務比率(特例債を除く)	139.5%	129.3%	117.5%	107.5%	96.6%	152.0%

(6) 改革による財政効果を見込んだ後の財政予測

第2段階：財政健全化編実施後の財政予測

第1段階の財政予測に「行政改革推進実施計画（改定）財政健全化編」の歳出削減、歳入増収の効果額を算入し、再度、財政予測を実施しました。

この段階でも、約104億円の財源不足となりました。

第3段階：最終的な財政予測

第2段階の予測結果に、財政調整基金の活用、債務償還計画の見直しなどの効果を算入し、最終的な財政予測としました。

この段階においても、55億2,000万円の財源不足の見込みとなっています。

改革実施後の年次別財政予測（平成18年度～22年度）

〔歳入〕

（単位：百万円）

区 分	18年度 見込額	19年度 見込額	20年度 見込額	21年度 見込額	22年度 見込額	合計 H18～H22
市税	23,201	24,760	25,010	24,586	24,678	122,235
地方交付税	1,900	2,288	2,099	2,462	2,406	11,155
国庫支出金	2,827	3,198	2,967	3,102	3,280	15,374
市債	2,272	1,832	880	1,123	1,249	7,356
その他	10,720	9,820	8,719	8,859	8,621	46,739
歳入合計 ①	40,920	41,898	39,675	40,132	40,234	202,859

〔歳出〕

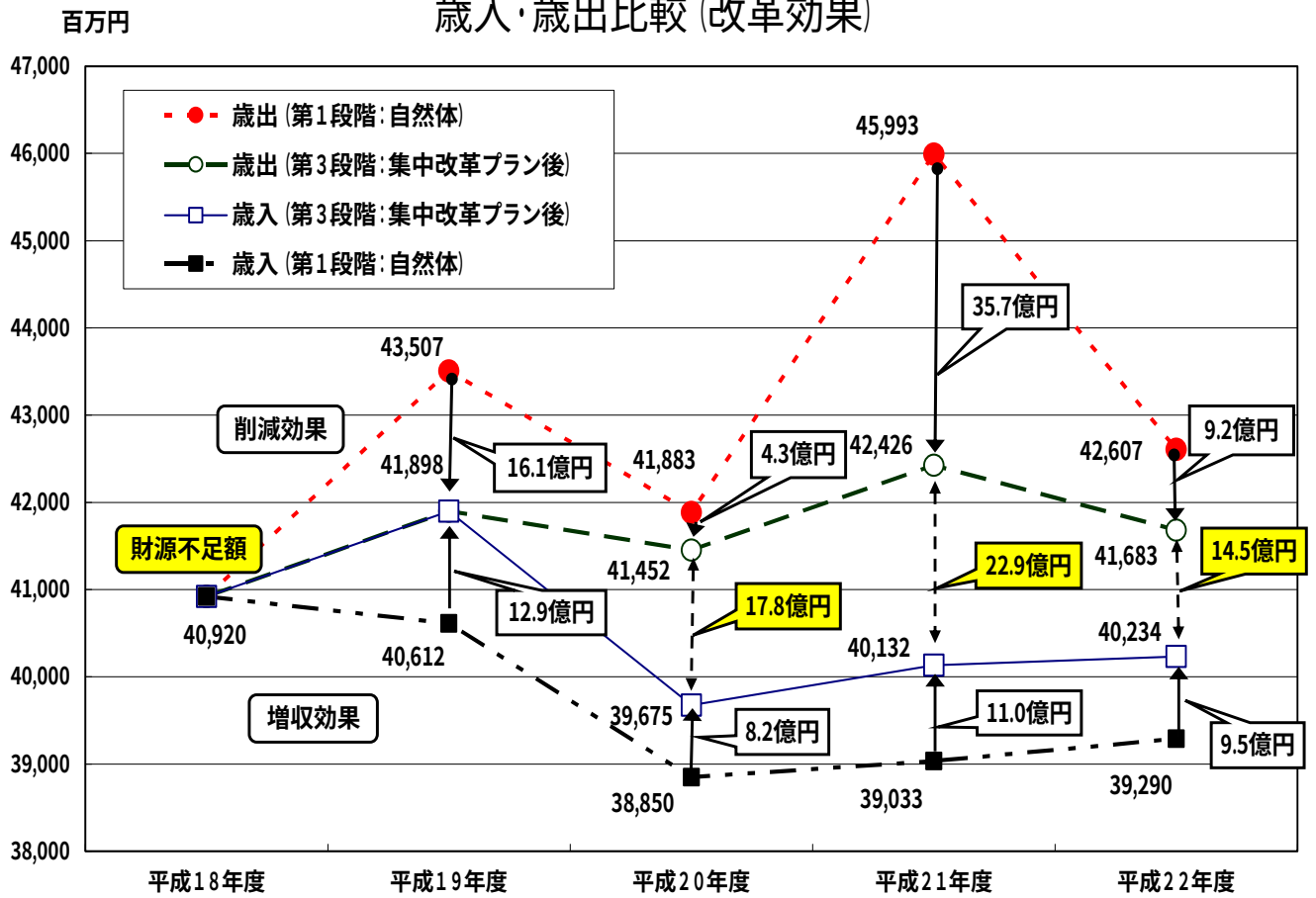
（単位：百万円）

区 分	18年度 見込額	19年度 見込額	20年度 見込額	21年度 見込額	22年度 見込額	合計 H18～H22
人件費	13,755	14,259	13,640	14,285	13,596	69,535
うち退職手当	901	1,558	1,272	2,020	1,667	7,418
扶助費	4,446	4,620	4,845	5,080	5,328	24,319
公債費	4,497	4,558	4,854	4,844	4,812	23,565
物件費	7,918	7,763	7,763	7,763	7,763	38,970
普通建設事業費	3,449	4,024	3,666	3,814	3,641	18,594
その他	6,855	6,674	6,684	6,640	6,543	33,396
歳出合計 ②	40,920	41,898	41,452	42,426	41,683	208,379

財源不足額 ③ ①－②	0	0	▲ 1,777	▲ 2,294	▲ 1,449	▲ 5,520
----------------	---	---	---------	---------	---------	---------

※ 人件費の額は、事業費支弁、特別会計への振り替え等を考慮しない職員実数で積算。

歳入・歳出比較（改革効果）



第2部
財政健全化編
改革工程表

目 次

改革工程表の見方

視点1．行政運営経費の削減

具体的方策1．内部管理的経費の必要最小限化・・・	3－1
1 人件費の抑制・・・・・・・・・・・・・・・・	3－1
2 物件費の節減・・・・・・・・・・・・・・・・	3－3
具体的方策2．普通建設事業の精査による経費節減・	3－4
具体的方策3．特別会計への繰出金の適正化・・・	3－5
1 特別会計の財政見通しの明確化 と基準外繰出金の縮減・・・・・・・・	3－5

視点2．時代に適合したサービスへの転換

具体的方策1．市単独事業の見直し・・・・・・・・	3－6
1 市単独の各種扶助制度の見直し・・・・・・・・	3－6
2 市単独事業の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・	3－8
具体的方策2．民間活力の活用・・・・・・・・	3－9
1 民間委託の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	3－9
2 指定管理者制度の活用・・・・・・・・・・・・・・・・	3－10
3 既存施設の民営化・・・・・・・・・・・・・・・・	3－10
具体的方策3．事務事業の効率化・・・・・・・・	3－11
具体的方策4．補助金の見直し・・・・・・・・	3－12
具体的方策5．イベント等の見直し・・・・・・・・	3－12
具体的方策6．施設の統廃合・・・・・・・・	3－13

視点3．債務の軽減・・・・・・・・・・・・・・・・ 3－13

具体的方策1．着実な債務の償還・・・・・・・・	3－13
具体的方策2．新規債務の抑制・・・・・・・・	3－13

視点4．歳入の確保・・・・・・・・・・・・・・・・ 3－14

具体的方策1．市税等収入の確保・・・・・・・・	3－14
具体的方策2．市有財産の有効活用・・・・・・・・	3－15
具体的方策3．受益者負担の適正化・・・・・・・・	3－15

視点5．行動プログラムの着実な実行と情報開示・・・ 3－16

[改革工程表の見方]

通し番号

取組事項の内容を簡潔に記載しています。

上段に取組事項の補足説明をしています。

No	取組事項 【所管課】	内 容	説明						
			スケジュール及び財政効果額 (単位: 千円)						
16	はり、きゅう、マッサージ等施術助成事業 【高齢社会対策課】	支給対象者を前年度の非課税世帯とする	鍼灸マッサージ指圧師会との調整のうえ、18年度実施に向け協力依頼していきます						
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
			準備	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	
				2,814	2,814	2,814	2,814	2,814	14,070
17	ローズマリーしおさい利用助成事業(高齢者) 【高齢社会対策課】	60歳以上の高齢者に対する宿泊料相当額(3,675円)の助成廃止。 (利用者2,400人)	現在の制度は3年間の経過措置のため、18年度に廃止します						
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
			準備	廃止					
				1,661	5,733	5,733	5,733	5,733	24,593
18	市心身障害者福祉手当給付事業 【障害福祉課】	経過措置により支給しているが、他の障害者との間に格差があるので廃止。(対象者2人)	本手当は経過的措置であり、同程度の障害者との格差があるので廃止します						
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
			廃止						
			120	財政予測に算入済み					120

取組事項の名称と主要な所管課を記載しています

下段に、取組事項のスケジュール及び財政効果額を記載しています。

【スケジュール】

■凡例

準備、検討：取組事項の実施に向けた準備、検討

実施：当該年度に取り組み内容を実現

継続、推進：以前からの取り組みを引き続き実施

廃止：取組事項の事業を当該年度に廃止

適宜、その他の表示により記載しました。

また、継続実施は「⇒」で、継続検討は「→」で示しています。

【財政効果額】

財政効果額を算定しているものについては、財政効果額を記載しています。

財政予測に算入済みとなっているものは、財政予測をするうえですでに効果額を見込んで予測しているため、すでに効果額が算入済みになっているということです。

今回の財政見通しは、平成18年度予算編成後のデータに基づき予測を行っているため、取組事項のうち18年度に実施したものは、財政見通しに算入済みとなっています。従って、財政効果額欄の18年度の効果額は予算編成時の効果額としてご覧下さい。また、17年度の効果額も同様です。

19年度から22年度の効果額は今後の見込みです。19年度から22年度の財政予測をする際の財政効果額として積み上げているものです。

視点1. 行政運営経費の削減

具体的方策1. 内部管理的経費の必要最小限化（徹底的な削減）

1. 人件費の抑制

職員数の削減

事務事業の見直し等により行政運営を一層簡素化・効率化するとともに、市民・民間部門と行政の役割を見直す中で、指定管理者制度への移行など、可能なものから積極的に市民・民間部門に委ねていくことにより、適正規模の職員による行政運営を図り、更なる定員の適正化を図っていくこととします。

また、18年3月に策定した定員適正化計画に基づき、職員数を削減します。

- ◎ 本市では、これまで、平成19年度末までに職員実数を1,500人以下とすることを目標として取り組み、人件費の削減を図ってきましたが、今回、平成22年4月1日の職員数を明示した定員適正化計画を策定したことから、これに基づき、職員数の削減に努めていくこととします。
- ◎ 16年度決算で、約10億円を支出している臨時的任用職員や約4億6千万円の賃金（物件費に区分される）を支出している日々雇用職員を抑制するために、事業の見直しや職員配置の適正化を進めていくこととします。
- ◎ 千葉県からの転入教員については、県教育庁との連携・協議のもと、本市に必要・適正な職員数を検討し、削減していくこととします。

No	取組事項 【所管課】	内 容	説明						
			スケジュール及び財政効果額 (単位:千円)						
1	職員数の削減 【人事課】	定員適正化計画に基づき、平成22年4月1日の職員数(企業局を除く)を1,341人以下にすることを目標 ≪職員数の削減については現在の財政予測に算入済みとなっているため、対前年度との削減の実績を計上することとします。≫	継続実施中 17年4月1日の職員数1,441人を基準に、平成18年4月1日の職員数は、1,409人(見込み)、前年対比△32人の削減						
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
			25人削減	32人削減	3人削減	21人削減	11人削減	33人削減	125人削減 (H18からだとして100人)
			389,285	財政予測に算入済み					389,285
2	教育公務員(転入教員)の配置の見直し 【人事課・教育委員会】	19年度末までに39名に削減する 13年度 44名、 14年度 42名、 15年度 42名、 16年度 41名、 17年度 39名 配置実績	財政効果額は、「1 職員数の削減」に含まれます。						
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
			39名	39名	39名	⇒	⇒	⇒	

給料等の抑制

職員給与については、国、県、近隣各市の実態、社会経済情勢、そして、本市の財政状況に配慮した中で、引き続き給与水準の是正や給与制度及びその運用の適正化を推進します。

特に、平成17年度の人事院勧告に基づく給与構造改革による見直しを実施します。

◎ 給料等の抑制

給料・手当等の見直しについては、人事院勧告の内容を完全実施することを最優先として取り組んでいきます。

No	取組事項 【所管課】	内 容	説明						
			スケジュール及び財政効果額 (単位:千円)						
3	昇給停止年齢の繰り上げ ↓ 55歳昇給抑制の導入 【人事課】	昇給停止年齢を国・県に準じ、58歳から55歳に繰り上げる。 ↓ 国・県に準じ、昇給抑制を実施	16年度に58歳昇給停止を実施済 18年度からの給与構造改革により、取組事項の変更						
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
			検討	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	
			平成18年度からの給与構造改革の取り組みに移行するため、財政予測に算入済み						
4	管理職手当の削減 【人事課】	管理職手当の支給割合を削減	14年度から16年度までの時限措置であったが、財政状況を勘案し、5ポイント削減をさらに3年間継続実施						
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
			継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
			63,492	財政予測に算入済み					63,492
5	特殊勤務手当の見直し 【人事課】	危険、不快、不健康、困難等に限り支給する方向で見直し (技術手当、自動車運転手当、年末年始勤務手当他)	H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
			H18.3 条例改正	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	
				0	17,640	17,640	17,640	17,640	70,560
6	調整手当の見直し ↓ 地域手当の導入 【人事課】	17年度：調整手当10%→8%、18年度：8%→5% ↓ 17年度：調整手当10%→8%、18年度以降：国の支給基準に準じた地域手当を導入	18年度からの給与構造改革により、取組事項の変更						
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
			実施8%						
			188,373	平成18年度からの給与構造改革の取り組みに移行するため、財政予測に算入済み					188,373
7	退職手当の見直し 【人事課】	退職時特別昇給の廃止 (定年または勧奨による退職者にかかる退職時特別昇給制度の廃止)	17年度より特別昇給を1号(勤続20年以上2号→1号、勤続15年以上20年未満1号→廃止)に引下げ 18年度に完全廃止						
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
			一部実施	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	
			7,038	平成18年度からの給与構造改革の取り組みに移行するため、財政予測に算入済み					7,038

No	取組事項 【所管課】	内 容	説明						
			スケジュール及び財政効果額 (単位: 千円)						
8	退職手当の見直し II 【人事課】	退職手当調整率の引き下げ (国・県の制度改革に準じ、見直し)	17年度より調整率を3ポイント削減 (110/100→107/100) 18年度にさらに3ポイント削減し、国基準と同じ 104/100 に。						
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
			一部実施	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	
			23,503	平成18年度からの給与構造改革の取り組みに移行するため、財政予測に算入済み					23,503
9	査定型人事考課の導入 【人事課】	職員の徹底した意識改革による効果的、効率的な行政運営の推進	平成17年度末までの公務員制度改革の動向を注視しつつ取り組む						
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
			検討	→	実施	⇒	⇒	⇒	効果額未算定

2. 物件費の節減

市民の税金を最大限効果的に活用するという、コスト意識を常に保ちながら、民間企業に負けない厳しいコスト管理と効率性を徹底していくことにより、更なる物件費の抑制に努めます。

No	取組事項 【所管課】	内 容	説明						
			スケジュール及び財政効果額 (単位:千円)						
10	物件費の節減 【財政課】	あらゆる業務を徹底的に見直すことにより、19年度当初予算で、物件費を17年度当初予算の金額に対して、他の項目による改革項目の実施による削減効果額を除き、毎年1億円の削減を実現する	維持管理的な委託料を削減、光熱水費の節約、消耗品、印刷製本費などの縮減						
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
			継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
			0	0	財政予測に算入済み			0	

視点1. 行政運営経費の削減

具体的方策2. 普通建設事業の精査による経費節減

投資的経費の増加は、財政運営に大きな影響を与えることから、事業の必要性、緊急性、波及効果などのほか、公債費、人件費などの後年度の負担への影響も勘案した中で検討し、重点化、順序化を図った中で、事業実施についての十分な検討を行い決定します。特に、今後は施設の老朽化に伴う既存施設の大規模改修、改築等の経費が必要となってくることから、中長期的な視点に立った計画を策定していきます。

今後の財政状況を考えたときに、環境再生保全機構及び開発公社への償還金を除く、普通建設事業費への充当一般財源の上限を8億円（事業費ベースで20億円）とし、事業費を抑制することにより、財源不足額を圧縮していきます。

No	取組事項 【所管課】	内 容	説明						
			スケジュール及び財政効果額 (単位:千円)						
11	普通建設事業費の削減 【全庁】	環境事業団、開発公社への償還金を除く普通建設事業費について、費用対効果を徹底追求した事業の重点化、順序化を行うことにより、充当一般財源を8億円以内とすることにより、財政予測における普通建設事業費を抑制する。	《《財政予測の計画額との差額を財政効果額として計上する》》						
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
			継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
			0	△237,000	1,143,000	443,000	712,000	889,000	2,950,000
12	公共事業コストの削減策の検討と実施 【関係各課】	公共工事の設計から発注までを検討し、従来のコストに比べ5%以上削減するように努力する	財政予測における事業費は、コスト縮減策を見込んで計上しています。						
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
			推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	効果額未算定
13	将来の維持管理経費を見据えた事業の選択 【関係各課】	ハード事業は、必ず将来の維持管理経費を積算し、それに見合う財源確保が見込まれることを前提に実施する							
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
			検討	→	→	→	→	→	効果額未算定

視点1. 行政運営経費の削減

具体的方策3. 特別会計への繰出金の適正化

1. 特別会計の財政見通しの明確化と基準外繰出金の縮減

一般会計から特別会計への繰出金については、各特別会計の財政予測を策定するとともに、基準外繰出金の縮減を図る。

No	取組事項 【所管課】	内 容	説明						
			スケジュール及び財政効果額（単位：千円）						
14	国民健康保険 特別会計繰出 金の適正化 【国保年金課】	赤字補てん分の繰出金を、 保険料の負担方法の見直しや 徴収率の改善などにより削減 する 《効果額は、赤字分繰出金 8億5千万円に対する削減額 を削減効果額とする》	賦課方式・賦課割合を見直します						
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
			実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
			0	36,758	財政予測に算入済み			36,758	
15	公共下水道事 業特別会計繰 出金の適正化 【下水道課】	下水道使用料の適切な見直 しなどを実施することにより 基準外繰出金を削減	16年7月から改正。平均改定率9.2%。 使用料の見直し（3年毎）管渠、浄化センターの維持管理費の増加を 踏まえ、汚水私費負担の観点から資本費の算定割合を見直します 次回見直しは19年度						
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
				準備	見直し	⇒	準備	見直し	効果額 未算定

視点2. 時代に適合したサービスへの転換（既存事業の見直し）

右肩上がりの経済情勢の時代に拡大してきた事務事業については、これまで行政改革の取り組みにおいて削減、見直しを行ってきました。

しかしながら、三位一体の改革、更なる税収の落ち込み、扶助費の増加などにより、更に、財政状況は厳しさを増しています。

一方、社会経済環境が急激に変化する中で、多様化、高度化する行政需要や新たな行政課題が出現しており、限られた財源の中で、民間による同種同様のサービスの存在、事務事業の役割の低下、利用者の減少、後年度負担などの検討、類似事業の存在などの観点から、今後もサービスを提供していくことの必要性、市として行うべきサービスの水準、身の丈にあったサービスの水準などについて、行政評価制度などを活用しつつ検証し、真に市行政が担うべき事務事業を「選択」し、限られた財源をそこに「集中」していくこととします。

具体的方策1. 市単独事業の見直し

1. 市単独の各種扶助制度の見直し

No	取組事項 【所管課】	内 容	説明						
			スケジュール及び財政効果額 (単位:千円)						
16	はり、きゅう、マッサージ等施術助成事業 【高齢社会対策課】	支給対象者を前年度の非課税世帯とする	鍼灸マッサージ指圧師会との調整のうえ、18年度実施に向け協力依頼していきます						
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
			準備	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	
				2,814	2,814	2,814	2,814	2,814	14,070
17	ローズマリーしおさい利用助成事業(高齢者) 【高齢社会対策課】	60歳以上の高齢者に対する宿泊料相当額(3,675円)の助成廃止。 (利用者2,400人)	現在の制度は3年間の経過措置のため、18年度に廃止します						
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
			準備	廃止					
				1,661	5,733	5,733	5,733	5,733	24,593
18	市中心身障害者福祉手当給付事業 【障害福祉課】	経過措置により支給しているが、他の障害者との間に格差があるので廃止。(対象者2人)	本手当は経過的措置であり、同程度の障害者との格差があるので廃止します						
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
			廃止						
			120	財政予測に算入済み					120
19	腎臓機能障害者見舞金給付事業 【障害福祉課】	人工透析を受けに病院に行く経費負担を軽減する目的とし、実施されているが福祉タクシーの利用等重複給付の部分もある。 (対象者166人)	腎臓機能障害者に特有の透析治療にかかる医療費制度、年金制度、通院介助等の環境が改善されてきたため廃止します						
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
			廃止						
			9,611	財政予測に算入済み					9,611

No	取組事項 【所管課】	内 容	説明						
			スケジュール及び財政効果額(単位:千円)						
20	障害者(児)ローズマリーしおさい利用助成事業 【障害福祉課】	利用料助成事業を廃止 (利用者 291人)	現在の制度は3年間の経過措置のため、18年度に廃止します						
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
			準備	廃止					
				814	1,565	1,565	1,565	1,565	7,074
21	心身障害者(児)及び付添人交通費助成事業 【障害福祉課】	身体・知的障害者については運賃割引があるので交通費助成を一部見直します。 (対象者71名)	身障、知的障害者については運賃割引があり負担軽減が図られているため18年度に見直しを行います。精神障害者については運賃割引が無いため継続します						
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
					一部見直し	⇒	⇒	⇒	
					2,054	2,054	2,054	2,054	8,216
22	心身障害児童福祉手当支給事業 【障害福祉課】	重度身障児に7,000円(99人)、中軽度身障児に4,000円(15人)を支給しているが見直しを実施する。	個別の支援を基本理念とする支援費制度の導入により、障害福祉サービスが拡充し、引き続き障害者(児)を取り巻く各種制度の大幅な改正状況を見ながら、見直しに向け検討します						
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
					一部見直し	⇒	⇒	⇒	
					9,036	9,036	9,036	9,036	36,144
23	寝たきり高齢者福祉手当 【津田沼・鷺沼ヘルス】	支給対象者を市民税非課税世帯で要介護度4又は5に限定する	17年8月支給分より実施していきます。18年度は通年の影響になります						
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
			実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
			11,745	9,563	9,563	9,563	9,563	9,563	59,560
24	認知症高齢者介護手当 【津田沼・鷺沼ヘルス】	支給対象者を市民税非課税世帯で要介護度4又は5に限定する	17年8月支給分より実施していきます。18年度は通年の影響になります						
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
			実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
			2,429	1,518	1,518	1,518	1,518	1,518	10,019
25	児童福祉施設等入所児童徴収金助成事業 【子育て支援課】	児童福祉施設入所児にかかる徴収金の1/2の自己負担分助成を廃止する。 (対象者60名)	17年度は前年度の経過分の支払いがあるので通年では18年度から影響を受けます						
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
			廃止						
			4,390	1,270	1,270	1,270	1,270	1,270	10,740
26	母子家庭児童生徒入学就職祝金の見直し 【子育て支援課】	支給対象者に所得制限(児童扶養手当受給基準)を設ける。							
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
			実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
			84	財政予測に算入済み					84

2. 市単独事業の見直し

No	取組事項 【所管課】	内 容	説明						
			スケジュール及び財政効果額 (単位:千円)						
27	敬老事業の 見直し 【高齢社会対 策課】	敬老祝金のうち77歳支 給を廃止する。 (対象者: 824名)	平均寿命が77歳を超えています						
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
					廃止				
					4,705	4,705	4,705	4,705	18,820
28	プラネタリウ ム学習用バス の一部廃止 【総合教育セ ンター】	プラネタリウム学習用バ ス借上げの一部廃止 ・中学校3年生の学習投影用 の送迎バスを廃止する。 ・幼稚園・小学校4年生につ いては継続							
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
			実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
			1,121	財政予測に算入済み					1,121
29	ローズマリー しおさいバス 送迎助成事業 【財産管理課】	利用助成事業を廃止 (バス 144台)							
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
			準備	廃止					
				6,800	8,800	8,800	8,800	8,800	42,000

視点2. 時代に適合したサービスへの転換(既存事業の見直し)

具体的方策2. 民間活力の活用

時代の変化に伴い、行政が自ら行う必要性や妥当性の薄れてきている事業や、本来は市民、民間が分担すべき事業については、市民、民間と行政の役割分担を明確化することにより、積極的に民間主体の活動に委ね、市が行っている事務事業は廃止、縮小していくこととします。

特に、最近の「官から民へ」の流れによる規制緩和、制度改革を有効的に活用し、例えば、行政が責任を持って提供することが適当と判断される公共サービスの実施にあたっては、民間部門の専門的な知識や優れた事業運営能力など、多様なノウハウを活用することにより、公共サービスの質的向上や経費の節減が見込まれる分野においては、公共性の確保に配慮しつつ委託化や指定管理者制度への移行などの民間活力の活用を図っていくこととします。

1. 民間委託の推進

No	取組事項 【所管課】	内 容	説明						
			スケジュール及び財政効果額 (単位:千円)						
30	学校給食調理 業務委託 【学校教育課】	給食の自校化にあわせ調理業務を民間に委託する。 (一中調理場整備) 中学校学校給食単独校化が完了後、第2調理場を廃止する方向で検討	平成20年に一中調理場を整備し、平成21年に調理業務委託予定						
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
			検討	→	→	→	実施	⇒	
							18,267	18,267	36,534
31	(仮) 東習志野こども園調理業務の民間委託 【こども企画管理課・こども保育課】	こども園の調理業務を効率化するため民間に委託する	18年4月のこども園オープン時より委託化						
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
				実施	⇒	⇒	⇒	⇒	
				10,063	10,063	10,063	10,063	10,063	50,315
32	保育所調理業務の民間委託 【こども保育課】	保育所の調理業務を効率化するため民間に委託する。							
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
			検討	→	→	→	→	→	効果額未算定
33	図書館の部分的な民間委託 【大久保図書館】	図書館の運営及び図書館サービスに係る根幹的な業務を除き、カウンター業務及び移動図書館業務等の委託化を検討し、開館時間の延長などのサービス充実に努める。							
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
			検討準備	→	→	実施	検討	→	効果額未算定
34	英語指導助手 (ALT) の派遣方法の見直 【指導課】	中学校に配置する英語指導助手7名のうち、JETプログラムによる6名を平成16年度より順次民間委託に移行。 なお、15年度より小学校専任の民間委託によるALTを2名派遣している。	17年8月をもって、JETプログラムによるALT6名すべてを民間委託。(7名のうち1名は姉妹都市からの派遣)						
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
			見直し	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
			335	215	215	215	215	215	1,410

2. 指定管理者制度の活用

No	取組事項 【所管課】	内 容	説明						
			スケジュール及び財政効果額 (単位:千円)						
35	管理委託制度による施設管理を行っている16施設を指定管理者制度に移行する 【各課】	≪対象施設≫ スポーツ施設 コミュニティーセンター 生涯学習地区センター 高齢者福祉センター デイサービスセンター 地域福祉センター	18年4月1日から指定管理者制度に移行						
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
			準備 H17.6 議会で 条例 改正	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	
				18,462	18,462	18,462	18,462	18,462	92,310
36	白鷺園 (養護老人ホーム、短期生活介護事業) 【高齢社会対策課】	効率的な運営を実施するため白鷺園デイサービスセンターを指定管理者制度に移行する時期に併せ、養護老人ホームの運営も指定管理者制度へ移行する。	18年4月1日から指定管理者制度に移行						
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
			準備	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	
				51,846	51,846	51,846	51,846	51,846	259,230
37	各課所管の公の施設への指定管理者制度導入に向けた検討 【各課】	◎17年度中に「(仮)民間活力導入指針」を策定し、順次、業務委託、指定管理者制度の導入を進める。							
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
			方針決定	順次推進	⇒	⇒	⇒	⇒	効果額未算定

3. 既存施設の民営化

No	取組事項 【所管課】	内 容	説明						
			スケジュール及び財政効果額 (単位:千円)						
38	保育所の民営化 【こども企画管理課・こども保育課】	多様化する保育ニーズに対応するため民間による保育サービスを提供する。	待機児童対策だけでなく、特別保育に重点を置いた検討を進める						
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
			検討	→	→	→	→	→	効果額未算定

具体的方策3. 事務事業の効率化

最少の経費で最良の市民サービスを提供し、市民満足度を高めるという観点に立ち、市民の税金を最大限効果的に活用するという、コスト意識を常に保ちながら、民間企業に負けない厳しいコスト管理と効率性を徹底するとともに、行政評価制度の活用や成果の視点からの事業の見直しを推進していくこととします。

さらに、行政が直接担うべきサービスの範囲や成果の評価、身の丈にあったサービス水準の検討結果などを踏まえつつ、常に事務事業の見直しを推進していきます。

No	取組事項 【所管課】	内 容	説明						
			スケジュール及び財政効果額（単位：千円）						
39	印刷物への 広告掲出 【各課】	市が作成する刊行物や封筒 等に広告を掲出し、経費の節 減を図る。 ※ 17年度は、市民ハンド ブック、ホームページ、 税窓口封筒に広告掲載	平成16年度より実施。第一弾として市民課窓口封筒で実施。						
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
			実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
			820	財政予測に算入済み					820
40	車両集中管理 の軽自動車へ の転換による 維持管理経費 の削減 【契約課】	軽自動車導入による維持管 理経費の削減							
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
			継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
			0	480	800	800	960	960	4,000
41	交際費の縮減 【関係各課】	交際費の縮減	17年度は教育長・農業委員会会長・消防長・消防団団長分を削減						
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
			実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
			600	85	85	85	85	85	1,025

視点２．時代に適合したサービスへの転換（既存事業の見直し）

具体的方策４．補助金の見直し

No	取組事項 【所管課】	内 容	説明						
			スケジュール及び財政効果額（単位：千円）						
42	補助金の見直し 【行革本部・各課】	補助事業の内容、団体の経理状況を把握し、補助金額の縮減や終期の設定などにより整理合理化を進める	庁内分権型予算により、各部局が自ら補助金の見直しを実施するための基準として、平成１７年度中に「補助金見直し基準」を策定します。また、各課においても順次見直しを行います。						
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
			基準策定	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	
			5,569	30,223	80,223	80,223	80,223	130,223	406,684

具体的方策５．イベント等の見直し

No	取組事項 【所管課】	内 容	説明						
			スケジュール及び財政効果額（単位：千円）						
43	イベント等の見直し 【関係各課】	実施時期や事業規模、事業内容を精査し、同時期に開催するなど、簡素で効率的な開催に努める。	H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
			継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	効果額未算定

具体的方策6. 施設の統廃合

No	取組事項 【所管課】	内 容	説明						
			スケジュール及び財政効果額 (単位:千円)						
44	保育一元化の実現 【こども企画管理課・教育委員会】	小学校入学までの一貫した質の高い保育・教育を目指して、こども園を実現すると共に既存幼稚園・保育所の配置を見直す。	18年4月に保育所と幼稚園を一元化したこども園オープン						
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
				実施	⇒	⇒	⇒	⇒	効果額 未算定
45	あづまこども会館の廃止 (郵便局跡地の活用) 【青少年課・企画政策課】	郵便局跡地活用の中でこども会館の機能の移転を検討する。							
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
			検討	→	→	→	→	→	効果額 未算定
46	給食センター第2調理場の廃止(給食センター全廃の検討) 【給食センター】	教育委員会内に15年4月に設置した「給食問題検討委員会」で検討し、方針決定。第2調理場について、平成21年度以降に廃止予定							
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
			検討	→	→	→	→	→	効果額 未算定

視点3. 債務の軽減

具体的方策1. 着実な債務の償還

開発公社に対して既に債務負担行為済みのものについては、償還計画に基づき着実な償還を行う。なお、償還の負担軽減を図る観点から、地方債や他の特定財源の確保に努める。

具体的方策2. 新規債務の抑制

新規の債務負担行為は、事業化が具体的に計画され、実施計画等に計上されたもののみに留めるなど、新規債務を出来る限り抑制していく。

視点4. 歳入の確保

税負担等の公平性を確保するため、滞納を含め、更なる徴収率の向上に向け、全庁を挙げた取り組みを進めます。

更に、用途廃止した施設・用地の貸付や売却を進めるなど歳入の確保に向けた様々な工夫を検討していきます。

具体的方策1. 市税等収入の確保

- ① 市税・国民健康保険料・介護保険料などの徴収率の向上を図る。
- ② 新たな滞納発生防止策を講じるとともに、更なる滞納縮減に取り組む。
- ③ 未申告者の把握など課税客体を的確に把握する。
- ④ 新たな財源確保策を積極的に検討していく。

No	取組事項 【所管課】	内 容	説明						
			スケジュール及び財政効果額 (単位:千円)						
47	徴収率の向上 【税制課】	市税の徴収率を14年度決算の91.3%から平成19年度までに1%アップする	税目毎に徴収率のアップに努め、財政予測の市税収入を上回る税収を目指します						
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
			徴収率 91.9%	徴収率 92.1%	徴収率 92.3%	⇒	⇒	⇒	
					41,410	27,564	61,244	55,499	185,717
48	徴収率の向上 【税制課・介護保険課】	国保料・介護保険料の徴収率の向上を図る							
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
			実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
				財政予測に算入済み					
49	徴収率の向上 【関係各課】	各使用料の徴収率を向上させる	税制課が中心となって徴収のノウハウについて全庁的な研修を行い、徴収率の向上につなげます						
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
			実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
				財政予測に算入済み					
50	進出企業等による税収の確保 【市民税課・資産税課】	進出企業等の課税客体を的確に把握し、税収の確保を図る							
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
			実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
					20,000	40,000	60,000	80,000	200,000
51	環境整備費の確保 【企画政策課】	新たな財源として、(仮称)ポートピア習志野の建設に伴う環境整備協力費を確保する							
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
					実施	⇒	⇒	⇒	
					財政予測に算入済み				

具体的方策2. 市有財産の有効活用

社会環境の変化等による公共施設の見直しにより、一定の役割を終えた建物や土地などの市有財産について、新たな施設需要への対応に役立てるとともに、地域の発展に有効な民間活用が見込まれる場合には、貴重な経営資源として、貸付や売却なども積極的に検討するなどし、未利用市有地の有効活用を進めます。

No	取組事項 【所管課】	内 容	説明						
			スケジュール及び財政効果額 (単位:千円)						
52	市有地の未利用地の売却 【財産管理課】	未利用市有地の計画的な売却	H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
			実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
			146,123	0	174,080	257,224	478,464	308,612	1,364,503
53	市刊行物の売り払い 【各課】	自主財源確保の観点から、予算書等市の刊行物の売り払いを行う。	H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
			実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
			0	1	1	1	1	1	5

具体的方策3. 受益者負担の適正化

市民間の公平を図る観点から、行政サービスのコストを明らかにするとともに、税で負担すべき部分と受益者負担を求める部分を精査し、受益者負担の適正化を進めます。

使用料・手数料については、3年毎に見直しを行うことから、次回、平成19年度の見直しに向けて準備を進めます。

No	取組事項 【所管課】	内 容	説明						
			スケジュール及び財政効果額 (単位:千円)						
54	社会教育施設の利用についての受益者負担の適正化 【教育委員会】	公民館・コミュニティセンター・生涯学習地区センターの有料化	H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
			実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
			8,252	財政予測に算入済み					8,252
55	高齢者の無料化の見直し 【教育委員会】	65歳以上の高齢者の利用が無料となっている施設の有料化	H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
			実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
			6,627	財政予測に算入済み					6,627
56	粗大ごみの有料化 【クリーン推進課・クリーンセンター業務課】	粗大ごみの収集等処分経費の受益者負担を実施する	H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
			実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
			28,560	財政予測に算入済み					28,560

視点5. 行動プログラムの着実な実行と情報開示

具体的方策1. 庁内分権の推進

行動プログラムの取り組みを着実に実行し効果のあるものにするために、平成16年度予算編成から導入した、庁内分権型予算の仕組みを更に発展・推進させ、市長のトップマネジメントのもとで、各部局長がリーダーシップを発揮し、事業の見直し、健全化の推進など、行政改革の取り組みを加速させていく。

具体的方策2. 行政評価手法の活用

平成15年度から全事業評価を実施し、本格導入された行政評価の結果を、事務事業の見直し、経営資源の再配分の手法として積極的に活用し、更に、庁内分権の推進と併せ、事業の見直し、重点化を図っていく。

具体的方策3. 外部の進行管理組織の設置

行動プログラムの実施にあたっては、着実な実施と社会経済状況などの変化に迅速、的確に対応することが重要であることから、庁内組織である「行政改革推進委員会」及び市民の代表で構成する「習志野市行政改革懇話会」に対して、「行政改革推進実施計画」及び「改革工程表」についての進捗状況を報告することにより進行管理を行い、実行性を担保していく。

また、改革を現場で推進する組織として、庁内横断的なメンバー編制による「改革推進リーダー会議」を結成し、職員の参画を重視した改革を推進する。

具体的方策4. 広報紙等による定期的な市民への周知

行動プログラムの実施にあたっては、市民、議会、関係団体の方々の理解と協力が不可欠であることから、その内容や実施状況を積極的に公表、提供していく。

広報紙への定期的な掲載、ホームページによる情報提供など各種媒体を活用すると共に、情報が市からの一方通行になることがないよう、双方向の情報交換を目指していく。